

外国人労働者の就労・雇用・社会保障の現状と課題

山 崎 隆 志

- ① 平成17年の我が国の出生数は死亡数を下回った。合計特殊出生率は1.25と過去最低となり、人口減少に伴う将来の成長率の低下の問題を背景に、外国人労働者の受け入れ論議が再燃している。
- ② 厚生労働省の推計によると、平成16年の外国人労働者総数は79万8730人である。うち合法就労者は59万1431人であり、「不法就労者」は、不法残留者20万7299人と相当数の資格外就労者及び不法入国者等からなる。合法就労者のうち、「就労目的外国人」は19万2124人、日系人は23万1393人、留学生・就学生は10万6406人、技能実習生等は6万1508人である。外国人登録者数は、平成17年末現在では201万1555人となっている。
- ③ 雇用状況を見ると、製造業では中南米の定住者の生産工程作業員、卸売・小売業や飲食店、宿泊業では、東アジアの留学生・就学生の販売・調理・給仕・接客員が特徴的である。
- ④ 平成18年1月1日現在の不法残留者数は19万3745人である。韓国人やタイ人は短期滞在、中国人は留学や就学、フィリピン人は興業の在留資格での不法残留が多い。
- ⑤ 我が国では、「難民の地位に関する条約」の批准以降、国内法の国籍要件撤廃等の整備を行なうなど、適法に滞在する外国人に対しては、内外人平等の原則に立って、日本人と同様の社会保障を適用している。しかし、医療保険の適用を希望しても年金には加入したくない外国人もいる。生活保護法には国籍条項があり、外国人への適用は未整備である。
- ⑥ 近年、関係機関や団体、学識経験者等から外国人労働者の受け入れに関する各種報告・提言等が発表されている。「外国人雇用法」の制定、転出の届出制、外国人対象の医療保険制度の創設、「外国人庁」の設置、「外国人雇用税」等の検討が要望されている。
- ⑦ 専門的、技術的分野の外国人労働者については、在留期間の延長や就労制限の緩和、また、高度な人材の定住促進に向け「日本版グリーンカード」の創設を求める意見がある。
- ⑧ 日系人には、在留資格の更新に日本語能力、子弟の就学状況を含む生活能力、社会保険への加入を条件とすることも必要とされる。
- ⑨ 優秀な留学生の日本企業への就職促進やインターン制度の充実も求められている。
- ⑩ 研修生・技能実習生については、制度を見直し、日本語能力を要件に新たな雇用契約を締結して、受け入れるべきとの意見もある。
- ⑪ 不法滞在者数は漸減傾向にあるが、短期査証での入国者は多い。そのため、入国審査の厳格化と違反者の摘発強化が求められている。
- ⑫ 少子高齢化に伴う将来の労働力不足に対応するためには、女性、高齢者、中高年失業者、障害者、フリーター・ニート等の若年者の活用を図ることが最良ではあるが、外国人労働者の活用も避けられない。

外国人労働者の就労・雇用・社会保障の現状と課題

山 崎 隆 志

目 次

- はじめに
- I 我が国における外国人労働者の受け入れの状況
- 1 我が国で就労する外国人
 - 2 外国人登録者数
 - 3 外国人労働者の雇用状況
 - 4 不法残留者数
 - 5 出入国管理及び難民認定法（入管法）違反者数
- II 外国人労働者への労働関係法令の適用と社会保障制度の適用問題
- 1 外国人労働者への労働関係法令の適用
 - 2 外国人労働者への社会保障制度の適用問題
- III 近年における外国人労働者に関する各種報告書・提言等
- 1 厚生労働省『外国人雇用問題研究会報告書』（平成14年7月5日）
 - 2 日本商工会議所「少子高齢化・経済グローバル化時代における外国人労働者の受け入れの在り方について」（平成15年9月17日）
 - 3 日本経済団体連合会「外国人受け入れ問題に関する提言」（平成16年4月14日）
 - 4 厚生労働省『外国人労働者の雇用管理のあり方に関する研究会報告書』（平成16年7月20日）
 - 5 外務省海外交流審議会答申「変化する世界における領事改革と外国人問題への新たな取り組み」（平成16年10月）
 - 6 法務省「第3次出入国管理基本計画」（平成17年3月29日）
 - 7 社会経済生産性本部「外国人労働者対策に関する提言」（平成17年6月15日）
 - 8 経済産業省『通商白書 2005』（平成17年7月刊行）
 - 9 全日本金属産業労働組合協議会「外国人労働者受け入れの新たな問題に関する考え方」（平成18年4月）
 - 10 外国人労働者問題に関するプロジェクトチーム「外国人労働者の受入れを巡る考え方のとりまとめ」（平成18年6月22日）
 - 11 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）
 - 12 自由民主党外国人労働者等特別委員会「外国人労働者に関する方針について」（平成18年7月18日）
 - 13 規制改革・民間開放推進会議「規制改革・民間開放の推進のための重点事項に関する中間答申」（平成18年7月31日）
- おわりに — 今後の検討課題

はじめに

厚生労働省の「平成17年 人口動態統計（確定数）の概況」によると、出生数は106万2530人、死亡数108万3796人と、出生数が死亡数を下回り、人口が自然減に転じた。また、平成17（2005）年の合計特殊出生率は1.25（平成16（2004）年は1.29）と過去最低となった。⁽¹⁾ 人口減少に

伴う将来の成長率の低下の問題を背景に、外国人労働者の受け入れ論議が再度浮上している。我が国では、昭和50年代後半には日本経済の急成長を背景に、フィリピンやブラジルからの出稼ぎが急増し、昭和60年代にはバングラデシュやイラン等からも来日するようになった。このような状況において、昭和63（1988）年に策定

された第6次雇用対策基本計画では、「国際化の進展と外国人労働者問題への対応」の項を新設し、「専門、技術的な能力や外国人ならではの能力に着目した人材の登用は、我が国経済社会の活性化、国際化に資するものであるので、受入れの範囲や基準を明確にしつつ、可能な限り受け入れる方向で対処する」と雇用対策基本計画では初めて受け入れ拡大に転換した。但し、「いわゆる単純労働者の受入れについては、諸外国の経験や労働市場を始めとする我が国の経済や社会に及ぼす影響等にもかんがみ、十分慎重に検討する」という方針を提起した。⁽²⁾ これに基づき平成元(1989)年に「出入国管理及び難民認定法」(昭和26年10月4日政令第319号)が改正された。1990年代後半に入ると、少子・高齢化への危惧、労働力不足への対応、国際競争力の強化等の観点から外国人労働者受け入れ問題が論議されるようになった。また、自由貿易協定(FTA)や経済連携協定(EPA)の2国間交渉においては、特に看護・介護分野の外国人労働者の受け入れ問題が議題とされるようになった。⁽³⁾

I 我が国における外国人労働者の受け入れの状況

1 我が国で就労する外国人

厚生労働省の推計によると、平成16年の外国人労働者総数は79万8730人である。労働力人口(6642万人)に占める割合は1.2%、雇用者総数(5355万人)に占める割合は1.5%である。平成2(1990)年に26万人余であった外国人労働者数は、平成4(1992)年に58万人を越え、平成

7(1995)年及び平成11(1999)年に若干減少したものの、着実に増加し続け、平成12(2000)年には70万人台となり、平成16年に80万人弱となっている。(以下、表1参照)

外国人労働者は、合法就労者といわれる「不法就労者」に分けられる。平成16年の合法就労者は59万1431人(74.0%)であり、「不法就労者」は、不法残留者20万7299人(26.9%)と相当数の資格外就労者及び不法入国者等からなる。合法就労外国人は、平成2年に15万3981人であったが、平成4年には28万8602人に激増し、平成5(1993)年には30万人台となった。平成7年に若干減少したものの、その後も増加を続け、平成11年には40万人台、平成13(2001)年には50万人台となり、平成16年には60万人弱に増加している。

① 専門的、技術的分野の外国人労働者の動向

合法就労者のうち、特定の在留資格に基づきその範囲内で就労している「就労目的外国人」(大学教授、芸術家、企業経営者、研究者等14カテゴリーの専門的、技術的分野の外国人労働者)は、平成2年の6万7983人から増加を続け、平成6(1994)年に10万人台となった。平成7年に一度減少したが再度増加し、平成12年に15万人を越え、平成16年には19万2124人に達した。その中で「興業」(エンターティナー)は、平成16年には6万4742人と最も多かった(但し、平成17年には出入国管理及び難民認定法改正の影響により3万6376人に減少)。次いで多いのは、「人文知識・国際業務」の4万7682人(平成17年には5万5276人に増加)、「技術」の2万3210人(平成17年には2万9044人に増加)である。政府はこの分野

(1) 厚生労働省「平成17年 人口動態統計(確定数)の概況」

<<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/kakutei05/index.html>>

(2) 「第六次雇用対策基本計画 昭六三・六・三 雇用審議会」『労働法律旬報』No.1196, 1988.7.25, pp.57-58.

(3) 少子高齢化と外国人労働者の関係については、井田敦彦「少子高齢化と外国人労働者」『総合調査報告書 少子化・高齢化とその対策』(調査資料 2004-2) 国立国会図書館調査及び立法考査局, 2005.2, pp.242-251. を参照されたい。また、看護・介護分野の外国人労働者の受け入れ問題については、山崎隆志「看護・介護分野における外国人労働者の受け入れ問題」『レファレンス』No.661, 2006.2, pp.4-24. を参照されたい。

表1 就労する外国人の推移(推計)

在留資格	年															
	平成2年 [1990]	4年 [1992]	5年 [1993]	6年 [1994]	7年 [1995]	8年 [1996]	9年 [1997]	10年 [1998]	11年 [1999]	12年 [2000]	13年 [2001]	14年 [2002]	15年 [2003]	16年 [2004]	17年 [2005]	
就労目的 外国人 (専門的 ・技術的 分野)	教授(大学教授等)	1,824	2,575	3,182	3,757	4,149	4,573	5,086	5,879	6,744	7,196	7,751	8,037	8,153	8,406	
	芸術(作曲家・画家・著述家等)	560	166	174	220	230	272	276	309	351	363	397	386	401	448	
	宗教(外国の宗教団体から派遣される宣教師等)	5,476	5,599	5,733	5,631	5,264	5,010	5,061	4,910	4,962	4,976	4,948	4,858	4,732	4,699	4,588
	報道(外国の報道機関の記者・写真家等)	382	392	383	419	442	454	420	373	361	349	348	351	294	292	280
	投資・経営(外資系企業の経営者・管理者)	7,334	5,057	4,429	4,548	4,649	5,014	5,055	5,112	5,440	5,694	5,906	5,956	6,135	6,396	6,743
	法律・会計業務(弁護士、公認会計士等)	76	66	72	72	67	65	58	59	77	95	99	111	122	125	126
	医療(医師、歯科医師、薬剤師、看護師等)	365	198	195	177	152	140	131	111	114	95	95	114	110	117	146
	研究(政府関係機関や私企業等の研究者)	975	1,328	1,477	1,697	1,711	2,019	2,462	2,762	2,896	2,994	3,141	3,369	2,770	2,548	2,494
	教育(高等学校・中学校等の語学教師等)	7,569	5,841	6,195	6,752	7,155	7,514	7,769	7,941	8,079	8,375	9,068	9,715	9,390	9,393	9,449
	技術(機械工学、情報処理技術等の技術者)	3,398	9,195	9,922	10,119	9,882	11,052	12,874	15,242	15,668	16,531	19,439	20,717	20,807	23,210	29,044
	人文知識・国際業務(通訳、デザイナー、私企業の語学教師等)	14,426	21,863	23,455	24,744	25,070	27,377	29,941	31,285	31,766	34,739	40,681	44,496	44,943	47,682	55,276
	企業内転勤(外国の事業所からの転勤者)	1,488	5,135	5,718	5,841	5,901	5,941	6,372	6,599	7,377	8,657	9,913	10,923	10,605	10,993	11,977
	興業(俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等)	21,138	22,750	28,528	34,819	15,967	20,103	22,185	28,871	32,297	53,847	55,461	58,359	64,642	64,742	36,376
	技能(外国料理の調理師、スポーツ指導者、貴金属の加工職人等)	2,972	5,352	5,913	6,790	7,357	8,767	9,608	10,048	10,459	11,349	11,927	12,522	12,583	13,373	15,112
小計	67,983	85,517	95,376	105,616	87,996	98,301	107,298	118,996	125,726	154,748	168,783	179,639	185,556	192,124	180,465	
特定活動(外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー及び技能実習生等)	3,260	4,558	5,054	6,418	6,558	8,624	12,144	19,634	23,334	29,749	37,831	46,445	53,503	61,508		
アルバイト(資格外活動：本来の在留資格活動を阻害しない範囲の就労許可)	10,935	32,592	39,299	33,499	32,366	30,102	32,486	38,003	46,966	59,435	65,535	83,340	98,006	106,406		
日系人等定住層(厚生労働省推計)	71,803	165,935	174,904	181,480	193,748	211,169	234,126	220,844	220,458	233,187	239,744	233,897	230,866	231,393		
小計	153,981	288,602	314,633	327,013	320,668	348,196	386,054	397,477	416,484	477,119	511,893	543,321	567,931	591,431		
不法残留者数	106,497	292,791	296,751	288,092	284,744	282,986	276,810	271,048	251,697	232,121	224,067	220,552	219,418	207,299	193,745	
資格外就労・不法入国等																
合計(資格外就労、不法入国等を含まない数)	260,478	581,393	611,384	615,105	605,412	631,182	662,864	668,525	668,181	709,240	735,960	763,873	787,349	798,730		

(備考) *平成3(1991)年については統計が存在しない。

*法務省入国管理局の資料にもとづき厚生労働省が推計。

*資格外活動者数は1年間の許可件数。不法残留者数は翌年1月1日現在の数。その他の数は、年末現在の数。

(出典) 法政大学大原社会問題研究所編著『日本労働年鑑 第71集/2001年版』旬報社, 2001.6, p.99.

法政大学大原社会問題研究所編著『日本労働年鑑 第76集/2006年版』旬報社, 2006.6, p.139.

法務省入国管理局「平成一七年末現在における外国人登録者統計」『国際人流』No.230, 2006.7, pp.37-39, より作成。

(単位:人)

の外国人労働者の受け入れを積極的に行なっており、今後も増加していくものと思われる。

② 日系人、日本人の配偶者等の定住層の動向

日系人は、従来、日系1世・2世に対してのみ在留資格が与えられていたが、平成元年の出入国管理及び難民認定法の改正により、平成2年6月から原則として日系3世まで（未成年・未婚・被扶養者については4世まで）「定住者」としての身分に基づく在留資格が与えられるため、国内での就労に制限はない。日本への入国が容易になった日系人等は、平成2年に7万1803人であったが、平成4年には16万人を越え、平成9（1997）年に23万4126人と増加を続け、平成10（1998）年、平成11年に景気低迷等により若干減少したものの、平成13年には23万9744人と最多を記録した。その後は23万人台を維持し、平成16年には23万1393人となっている。

就労に制限のない日系人労働者は、自動車関連、電機関連、食料品、工作機械等の重要な担い手となり、実態において単純労働に近い就労をしている。

なお、日系人には、社会保険への未加入、不十分な日本語能力に起因する地域社会との摩擦や、子弟の教育環境未整備の問題がある。

③ 留学生・就学生等のアルバイトの動向

留学生には週28時間、就学生には1日4時間の範囲内で資格外活動としてアルバイトを認められた者は、平成2年に1万935人であったが、平成4年には3万人を越え、その後3万人台を維持していた。平成11年に4万人を超えた後は増加を続け、平成16年には10万6406人となっている。この増加は、「留学生受け入れ10万人計画」に基づいて、留学生を積極的に受け入れてきたこと等によると考えられている。

なお、急激な受け入れの拡大に伴い、不法就労目的での入国や不法残留も増加している。ま

た、一部に犯罪にまで手を染めるケースもある。

④ 特定活動（技能実習生、ワーキング・ホリデー等）の動向

「研修」の在留資格を得て入国し、受け入れ機関において研修（非実務研修+実務研修）を受けた者は、研修成果・技能実習計画の評価を受けて所定の要件を満たし、研修終了後に在留資格「特定活動」への変更許可を受けると、技能実習に移行することができる。技能実習制度は、発展途上国の人材育成を目的に、平成5年に創設されている。なお、技能実習への移行対象は、電子機器組立、機械加工、繊維・衣服製造等62職種114作業に限定され、滞在期間は、研修活動と合わせて最長3年間である。在留資格「特定活動」で就労する外国人労働者は、平成2年には3260人であったが、増加を続け、平成9年に1万人、平成13年には3万人を越え、平成16年には6万1508人となっている。

研修生は、主に繊維・衣服、食料品、機械、金属、建設、農業等の業種で多く受け入れられている。研修生は、「研修」の資格による在留であり、労働関係法規を適用されない。技能実習生は、「特定活動」の資格による在留であり、労働関係法規をすべて適用される。

受け入れ企業によっては、低賃金の単純労働者を確保するために、この制度を利用しているケースもある。また、研修の終了後、能力活用の場や更なる能力向上の機会が不十分との問題や、失踪、賃金未払い等の問題がある。国際研修協力機構によれば、平成17年度には、在留技能実習生のうち1456人（中国人748人、ベトナム人329人、インドネシア人311人、タイ人27人、フィリピン人26人、その他15人）が失踪している⁽⁴⁾。

ワーキング・ホリデー制度は、実施国双方の青少年に相手国の文化や一般的な生活様式を理解する機会を提供するため、一定期間、休暇を目的として在留する青少年に対し、その間の旅

(4) 「2005年度（平成17年度）事業報告」p.24. 国際研修協力機構ホームページ
<<http://www.jitco.or.jp/pi/2005jigyhoukokusho.pdf>>

行資金を補うため付随的に働くことを認める制度である。対象者は、18歳から25歳（又は30歳）で、在留期間は1年である。現在、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、韓国、フランス、ドイツ及びイギリスとの間で同制度が導入されている。⁽⁵⁾

⑤ 身分又は地位に基づく在留

「永住者」（法務大臣から永住許可を受けた者）、「日本人の配偶者等」（日本人の配偶者、実子、特別養子等）、「永住者の配偶者等」（一般永住者、特別永住者の配偶者及び日本で出生し引き続き在留している実子）、「定住者」（日本人の親族、日系3世、インドシナ難民等）については、身分又は地位に基づく在留が認められており、就労活動に制限はない。そのため、表1の「就労する外国人の推移（推計）」には記載されていない。

2 外国人登録者数

外国人は、入国後90日以内又は出生後60日以内に登録し、出国、帰化、死亡等によりその登録を閉鎖される。外国人登録者数は、平成2年に107万5317人であったが、増加し続け、平成17年末現在では、201万1555人となっている。外国人登録者の我が国総人口1億2775万6815人（平成17年10月1日現在）に占める割合は1.57%となっている。以下、国籍（出身地）別、在留資格別、都道府県別に外国人登録者数の特徴と推移をみる。

(1) 国籍（出身地）別外国人登録者数（表2参照）

① 韓国・朝鮮は、平成2年に68万7940人（64%）であったが、特別永住者（サンフランシスコ講和条約発効以前からの日本在住者）数の減少を受けて、平成5年以降減少を続けており、平成17年には59万8687人（29.8%）となっている。

② 中国は、昭和50年代から増加を続けており、

表2 国籍（出身地）別外国人登録者数の推移

国籍(出身地)	平成2年 [1990]	3年 [1991]	4年 [1992]	5年 [1993]	6年 [1994]	7年 [1995]	8年 [1996]	9年 [1997]	10年 [1998]	11年 [1999]	12年 [2000]	13年 [2001]	14年 [2002]	15年 [2003]	16年 [2004]	17年 [2005]
総数	1,075,317	1,218,891	1,281,644	1,320,748	1,354,011	1,362,371	1,415,136	1,482,707	1,512,116	1,556,113	1,686,444	1,778,462	1,851,758	1,915,030	1,973,747	2,011,555
韓国・朝鮮	687,940	693,050	688,144	682,276	676,793	666,376	657,159	645,373	638,828	636,548	635,269	632,405	625,422	613,791	607,419	598,687
構成比(%)	64.0	56.9	53.7	51.7	50.0	48.9	46.4	43.5	42.2	40.9	37.7	35.6	33.8	32.1	30.8	29.8
中国	150,339	171,071	195,334	210,138	218,585	222,991	234,264	252,164	272,230	294,201	335,575	381,225	424,282	462,396	487,570	519,561
構成比(%)	14.0	14.0	15.2	15.9	16.1	16.4	16.6	17.0	18.0	18.9	19.9	21.4	22.9	24.1	24.7	25.8
ブラジル	56,429	119,333	147,803	154,650	159,619	176,440	201,795	233,254	222,217	224,299	254,394	265,962	268,332	274,700	286,557	302,080
構成比(%)	5.2	9.8	11.5	11.7	11.8	13.0	14.3	15.7	14.7	14.4	15.1	15.0	14.5	14.3	14.5	15.0
フィリピン	49,092	61,837	62,218	73,057	85,968	74,297	84,509	93,265	105,308	115,685	144,871	156,667	169,359	185,237	199,394	187,261
構成比(%)	4.6	5.1	4.9	5.5	6.4	5.5	6.0	6.3	7.0	7.4	8.6	8.8	9.1	9.7	10.1	9.3
ベトナム	10,279	26,281	31,051	33,169	35,382	36,269	37,099	40,394	41,317	42,773	46,171	50,052	51,772	53,649	55,750	57,728
構成比(%)	0.9	2.1	2.4	2.5	2.6	2.7	2.6	2.7	2.7	2.7	2.7	2.8	2.8	2.8	2.8	2.9
米国	38,364	42,498	42,482	42,639	43,320	43,198	44,168	43,690	42,774	42,802	44,856	46,244	47,970	47,836	48,844	49,390
構成比(%)	3.6	3.5	3.3	3.2	3.2	3.2	3.1	3.0	2.8	2.8	2.6	2.6	2.6	2.5	2.5	2.5
その他	82,874	104,821	114,612	124,819	134,344	142,800	156,142	174,567	189,442	199,805	225,308	245,907	264,621	277,421	288,213	296,848
構成比(%)	7.7	8.6	9.0	9.5	9.9	10.5	11.0	11.8	12.6	12.9	13.4	13.8	14.3	14.5	14.6	14.8

(出典) 「国籍（出身地）別外国人登録者数の推移」『平成12年末現在における外国人労働者統計について』 <<http://www.moj.go.jp/PRESS/010613-1/010613-1-3.html>>
「国籍（出身地）別外国人登録者数の推移」『平成17年末現在における外国人労働者統計について』 <<http://www.moj.go.jp/PRESS/060530-1/060530-1.html>>
法務省入国管理局『在留外国人統計』各年、より作成。

(5) 「平成17年版 出入国管理 第1部 出入国管理をめぐる近年の状況」 p.21.

入国管理局ホームページ <<http://www.moj.go.jp/NYUKAN/nyukan45-2.pdf>>

- 平成2年に15万339人(14.0%)であったが、平成17年には51万9561人(25.8%)と着実に増加している。
- ③ ブラジルは、平成元年から平成3(1991)年に大幅に増加し、平成2年に5万6429人であったが、平成3年には11万9333人(9.8%)へと倍増した。以後、平成10年及び平成11年を除き、毎年増加を続け、平成17年には30万2080人(15.0%)となっている。
- ④ フィリピンは、平成2年に4万9092人(4.6%)であったが、以後平成7年及び平成8年を除き、毎年増加を続け、平成16年に19万9394人(10.1%)を記録した。平成17年には出入国管理及び難民認定法の改正の影響を受け、18万7261人(9.3%)に減少した。
- (2) 在留資格別外国人労働者数(表3参照)
- ① 法務大臣から永住許可を受けた者である永住者のうち、一般永住者は、平成4年の4万5229人から平成17年には34万9804人(17.4%)へと着実に増加している。
- ② サンフランシスコ講和条約発効以前から我が国に在留する韓国・朝鮮人や台湾人等に対して永住許可を供与される特別永住者は、平成4年に59万193人であったが、毎年減少を続け、平成17年には45万1909人(22.5%)になっている。
- ③ 非永住者のうち、日本人の親族、日系3世、インドシナ難民等の定住者は、平成2年に5万4359人であったが、平成4年には12万2814人へと倍増し、その後も平成14年を除き、増加を続けており、平成17年には26万5639人(13.2%)となっている。
- ④ 日本人の配偶者等は、平成2年に13万218人であったが、平成4年に20万9269人へと増大し、その後若干の増減を経て、平成17年には25万9656人(12.9%)となっている。
- ⑤ 永住者の配偶者等は、平成4年に7864人であったが、平成10年に6219人まで減少した後、近年、増加傾向にあり、平成17年には1万1066人(0.6%)となっている。
- ⑥ 留学生(大学、短期大学、専修学校(専門課程)等の学生)は、平成2年に4万8715人であったが、「留学生受け入れ10万人計画」という数値目標を設定されていたこともあり、増減を経て近年増加傾向を示し、平成16年に12万9873人を記録したが、平成17年には12万9568人(6.4%)となっている。
- ⑦ 就学生(高等学校、専修学校(高等又は一般課程)等の生徒)は、平成2年に3万5595人であったが、平成4年に4万6644人に増加した。その後平成9年に2万9095人まで減少した後、増加に転じ、平成15(2003)年に5万473人でピークを迎えた。しかし、平成15年以降の入国・滞在規制の強化により平成17年には2万8147人(1.4%)と激減している。
- ⑧ 研修生は、平成2年に1万3249人であったが、若干減少した時期はあるものの全体的には増加傾向を示し、平成16年に5万4317人を記録した後、平成17年には5万4107人(2.7%)となっている。
- ⑨ 家族滞在者(在留資格を有する外国人が扶養する配偶者又は子)は、平成2年に3万7829人であったが、平成15年及び平成16年を除き、増加しており、平成17年には8万6055人(4.3%)となっている。
- (3) 都道府県別外国人登録者数(表4参照)
- 外国人登録者数の最多は東京都であり、平成2年に21万3056人であったが、平成7年に一度減少したものの着実に増加し、平成17年には34万8225人(17.3%)となっている。大阪府は、平成2年に20万9587人であったが、平成4年に21万3935人で最多記録を示した後減少し、平成12年以降は増加していたが、平成17年にまた減少し21万1394人(10.5%)となっている。愛知県は、平成2年に7万9161人であったが、平成5年に一度減少した後着実に増加し、平成17年には19万4648人(9.7%)となっている。平成17年に外国人登録者数の多い県は、以下、神奈川県

表3 在留資格別外国人登録者数の推移

在留資格	(各年末現在)(単位:人)																
	年	平成2年 [1990]	4年 [1992]	5年 [1993]	6年 [1994]	7年 [1995]	8年 [1996]	9年 [1997]	10年 [1998]	11年 [1999]	12年 [2000]	13年 [2001]	14年 [2002]	15年 [2003]	16年 [2004]	17年 [2005]	構成比 (%)
総数	1,075,317	1,281,644	1,320,748	1,354,011	1,362,371	1,415,136	1,482,707	1,512,116	1,556,113	1,686,444	1,778,462	1,851,758	1,915,030	1,973,747	2,011,555	100	1.9
永住者	645,438	635,422	631,812	631,554	626,606	626,040	625,450	626,760	635,715	657,605	684,853	713,775	742,963	778,583	801,713	39.9	3.0
一般永住者	301,761	45,229	48,019	52,867	63,556	72,008	81,986	93,364	113,038	145,336	184,071	223,875	267,011	312,964	349,804	17.4	11.8
特別永住者	*	590,193	583,793	578,687	563,050	554,322	543,464	533,396	522,677	512,269	500,782	489,900	475,952	465,619	451,909	22.5	-2.9
非永住者	429,879	646,222	688,936	722,457	735,765	789,096	857,257	885,356	920,398	1,028,839	1,093,609	1,137,983	1,172,067	1,195,164	1,209,842	60.1	1.2
定住者	54,359	122,814	129,506	136,838	151,143	172,882	202,905	211,275	215,347	237,607	244,460	243,451	245,147	250,734	265,639	13.2	5.9
日本人の配偶者等	130,218	209,269	222,353	231,561	244,381	258,847	274,475	264,844	270,775	279,625	280,436	271,719	262,778	257,292	259,656	12.9	0.9
留学	48,715	56,309	60,110	61,515	60,685	59,228	58,271	59,648	64,646	76,980	93,614	110,415	125,597	129,873	129,568	6.4	-0.2
家族滞在	37,829	44,771	48,392	53,252	56,692	60,783	64,275	65,675	68,679	72,878	78,847	83,075	81,535	81,919	86,055	4.3	5.0
人文知識・国際業務	14,426	21,863	23,455	24,774	25,070	27,377	29,941	31,285	31,766	34,739	40,861	44,496	44,496	47,682	55,276	2.7	15.9
研修	13,249	19,237	17,431	17,305	17,713	20,883	25,806	27,108	26,630	36,199	38,169	39,067	44,464	54,317	54,107	2.7	-0.4
興行	21,138	22,750	28,528	34,819	15,967	20,103	22,185	28,871	32,297	53,847	55,461	58,359	64,642	64,742	36,376	1.8	-43.8
技術	3,398	9,195	9,922	10,119	9,882	11,052	12,874	15,242	15,668	16,531	19,439	20,717	20,807	23,210	29,044	1.4	25.1
就学	35,595	46,644	44,418	37,653	34,441	30,079	29,095	30,691	34,541	37,781	41,766	47,198	50,473	43,208	28,147	1.4	-34.9
技能	2,972	5,352	5,913	6,790	7,357	8,767	9,608	10,048	10,459	11,349	11,927	12,522	12,583	13,373	15,112	0.8	13.0
企業内転勤	1,488	5,135	5,718	5,841	5,901	5,941	6,372	6,599	7,377	8,657	9,913	10,923	10,605	10,993	11,977	0.6	9.0
永住者の配偶者等	14,466	7,864	7,360	7,002	6,778	6,460	6,325	6,219	6,410	6,685	7,047	7,576	8,519	9,417	11,066	0.6	17.5
教授	7,569	5,841	6,195	6,752	7,155	7,514	7,769	7,941	8,079	8,375	9,068	9,715	9,390	9,393	9,449	0.5	0.6
教員	1,824	2,575	3,182	4,149	4,573	5,086	5,374	5,086	5,879	6,744	7,196	7,751	8,037	8,353	8,406	0.4	3.1
その他	46,031	66,603	76,453	84,479	88,451	94,607	102,270	114,536	121,845	140,842	155,405	170,999	182,547	190,858	209,964	10.4	10.0

*平成2年の分類では協定永住=323,197、法126-2-6=18,328、国籍離脱者の子=2,152

(出典)「在留資格別外国人登録者数の推移」『平成12年末現在における外国人労働者統計について』<<http://www.moj.go.jp/PR/PR/010613-1/010613-1-6.html>>
 「在留資格別外国人登録者数の推移」『平成17年末現在における外国人労働者統計について』<<http://www.moj.go.jp/PR/PR/060530-1/060530-1.html>>
 法務省入国管理局『在留外国人統計』各年、より作成。

表4 都道府県別外国人登録者数の推移

都道府県	(各年末現在)(単位:人)																
	年	平成2年 [1990]	4年 [1992]	5年 [1993]	6年 [1994]	7年 [1995]	8年 [1996]	9年 [1997]	10年 [1998]	11年 [1999]	12年 [2000]	13年 [2001]	14年 [2002]	15年 [2003]	16年 [2004]	17年 [2005]	構成比 (%)
総数	1,075,317	1,281,644	1,320,748	1,354,011	1,362,371	1,415,136	1,482,707	1,512,116	1,556,113	1,686,444	1,778,462	1,851,758	1,915,030	1,973,747	2,011,555	100	1.9
東京都	213,056	247,446	250,339	250,570	246,953	251,196	256,465	262,613	274,358	296,823	318,996	334,751	342,437	345,441	348,225	17.3	0.8
大阪府	209,587	213,935	212,944	211,121	210,352	209,962	209,603	207,367	206,698	208,072	209,700	210,897	211,491	212,590	211,394	10.5	-0.6
愛知県	79,161	105,336	104,882	106,601	107,931	116,094	124,675	124,919	127,537	139,540	149,612	157,377	167,270	179,742	194,648	9.7	8.3
神奈川県	76,676	96,646	97,606	99,778	100,787	103,787	108,680	110,036	112,899	120,332	131,038	138,391	144,409	147,646	150,430	7.5	1.9
埼玉県	37,249	52,684	56,180	59,812	61,576	63,879	67,037	69,996	71,926	81,898	100,935	93,982	98,552	102,685	104,286	5.2	1.6
兵庫県	90,084	96,716	98,258	97,257	95,920	97,443	98,312	98,705	98,322	99,703	88,993	101,941	101,853	101,963	101,496	5.0	-0.5
千葉県	32,329	43,436	50,026	52,730	53,212	56,296	61,027	64,942	68,791	74,969	82,275	87,347	91,788	95,268	96,478	4.8	1.3
静岡県	23,086	37,432	40,955	43,813	45,873	50,506	55,376	56,732	58,625	68,207	74,433	78,712	82,474	88,039	93,378	4.6	6.1
京都府	54,288	55,747	56,570	56,276	56,083	55,763	55,439	55,040	54,664	55,108	55,729	56,229	56,127	55,682	54,208	2.7	-2.6
茨城県	12,283	19,387	21,651	24,020	25,152	28,600	31,924	33,519	36,539	42,275	45,227	47,012	48,974	51,123	51,026	2.5	-0.2
その他	247,518	312,879	331,337	352,033	358,550	381,610	414,169	428,247	445,754	499,517	521,524	545,119	569,655	593,568	605,986	30.1	2.1

(出典)「都道府県別外国人登録者数の推移」『平成12年末現在における外国人労働者統計について』<<http://www.moj.go.jp/PR/PR/010613-1/010613-1-4.html>>
 「都道府県別外国人登録者数の推移」『平成17年末現在における外国人労働者統計について』<<http://www.moj.go.jp/PR/PR/060530-1/060530-1.html>>
 法務省入国管理局『在留外国人統計』各年、より作成。

県、埼玉県、兵庫県、千葉県、静岡県、京都府、茨城県の順となっている。上位10都府県で140万5569人(69.9%)となっている。

3 外国人労働者の雇用状況

我が国で働く外国人労働者の雇用状況についてみると、従業員50人以上の全事業所及び49人以下の事業所の一部を対象とした厚生労働省の調査に対して、報告をした事業所数は9万4143事業所であった。そのうち外国人労働者を雇用しているのは2万8017事業所であった。直接雇用は2万5106事業所、外国人労働者数は19万8380人、1事業所あたりの外国人労働者数は7.9人であった。間接雇用(労働者派遣、請負等により事業所内で就労)は5889事業所(直接雇用と間接雇用のいずれの形態も有する事業所+間接雇用の形態のみを有する事業所)、外国人労働者数は14万4891人、1事業所あたりの外国人労働者数は24.6人であった。(表5参照)

直接雇用についてみると、産業別では、「製造業」が1万2767事業所(50.9%)、外国人労働者数10万8008人(54.4%)であり、いずれも最多である。次いで事業所数が多いのが「サービス業(他に分類されないもの)」2929事業所(11.7%)、2万3910人(12.1%)、「卸売・小売業」2783事業所(11.1%)、1万6101人(8.1%)、「教育・学習支援業」1232事業所(4.9%)、1万6631人(8.4%)、「飲食店、宿泊業」1125事業所(4.5%)、1万5942人(8.0%)となっている。この5つで、直接雇用の事業所数の約83%、直接雇用の外国人数の約91%を占めている。(表5参照)

直接雇用を事業所規模別にみると、「100~299人」規模の事業所の外国人労働者数が最多で6万163人(30.3%)、次いで「1000人以上」規模が3万2681人(16.5%)、「50~99人」規模が3万201人(15.2%)、「0~49人」規模が2万8201人(14.2%)、「500~999人」規模が2万4558人(12.4%)、「300~499人」規模が2万2576人(11.4%)である。(表5参照)

直接雇用の外国人労働者を男女別にみると、

男性10万7796人(54.3%)、女性9万584人(45.7%)である。出身地域別にみると、東アジアが最多で8万5616人(43.2%)である。次いで中南米6万354人(30.4%)、中南米のうち日系人は5万4049人、東南アジア2万7856人(14.0%)、北米9224人(4.6%)、ヨーロッパ7017人(3.5%)、その他アジア・中近東4922人(2.5%)、その他3391人(1.7%)となっている。(表6参照)

直接雇用の外国人労働者を在留資格別にみると、就労に制限のない「日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者」が9万5637人(48.2%)、「専門的・技術的分野の在留資格」3万7477人(18.9%)、「特定活動(技能実習生)」3万2742人(16.5%)、「留学・就学(アルバイト)」3万260人(15.3%)、「特定活動(ワーキング・ホリデー)」501人(0.3%)となっている。(表6参照)

直接雇用の外国人労働者を職種別にみると、最多は「生産工程作業員」11万932人(55.9%)である。次いで「専門・技術・管理職」3万8916人(19.6%)、「販売・調理・給仕・接客員」2万6809人(13.5%)等となっている。これら3つで全体の89.0%を占めている。(表6参照)

産業別の特徴をみると、以下のとおりである。(表6参照)

- ① 「製造業」では、出身地域は「中南米」4万7661人(44.1%)、在留資格では「日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者」6万5012人(60.2%)、職種別では「生産工程作業員」9万5363人(88.3%)が特徴的である。
- ② 「卸売・小売業」では、出身地域は「東アジア」1万1427人(71.0%)、在留資格では「留学・就学(アルバイト)」6990人(43.4%)、職種別では「販売・調理・給仕・接客員」9382人(58.3%)が最多である。
- ③ 「飲食店、宿泊業」では、出身地域「東アジア」1万3135人(82.4%)、在留資格では「留学・就学(アルバイト)」1万1063人(69.4%)、職種別では「販売・調理・給仕・接客員」1万4042人(88.1%)が最多である。
- ④ 「教育・学習支援業」では、出身地域が

表5 産業別、事業所規模別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数（直接雇用・間接雇用、直接雇用、間接雇用）

（単位：所、人、％）

産業・事業所規模	直接雇用・間接雇用						直接雇用						間接雇用									
	事業所			外国人労働者			事業所			外国人労働者			事業所数			外国人労働者						
	事業所数	構成比 (前年)	人数	構成比 (前年)	人数	構成比 (前年)	事業所数	構成比 (前年)	人数	構成比 (前年)	人数	構成比 (前年)	事業所数	構成比 (前年)	人数	構成比 (前年)	人数	構成比 (前年)				
外国人雇用事業所数・外国人労働者数	28,017	100	343,271	100	100	100	25,106	100	198,380	100	7.9	(8.1)	5,889	100	144,891	100	24.6	[25.8]				
産業・事業所規模	224	0.8	807	0.2	(0.2)	217	0.9	(0.5)	729	0.4	(0.3)	3.4	(4.5)	22	0.4	(0.1)	78	0.1	(0.0)	3.5	(7.4)	
合計	5	0.0	(0.0)	14	0.0	(0.0)	5	0.0	(0.0)	14	0.0	(0.0)	2.8	(1.0)	—	—	—	(0.0)	—	(0.0)		
A 農業	115	0.4	(0.5)	402	0.1	(0.1)	114	0.5	(0.5)	370	0.2	(0.2)	3.2	(2.9)	4	0.1	(0.0)	32	0.0	(0.0)	8.0	(0.0)
B 林業	16	0.1	(0.0)	67	0.0	(0.0)	14	0.1	(0.0)	65	0.0	(0.0)	4.6	(8.1)	2	0.0	(0.0)	2	0.0	(0.0)	1.0	(0.0)
C 漁業	742	2.6	(3.0)	2,511	0.7	(0.8)	705	2.8	(3.2)	2,159	1.1	(1.1)	3.1	(2.9)	67	1.1	(1.1)	352	0.2	(0.3)	5.3	(7.1)
D 鉱業	15,040	53.7	(53.6)	239,570	69.8	(71.8)	12,767	50.9	(50.6)	108,008	54.4	(57.4)	8.5	(9.2)	4,380	74.4	(76.0)	131,562	90.8	(91.4)	30.0	(31.0)
E 建設業	40	0.1	(0.1)	797	0.2	(0.0)	37	0.1	(0.1)	120	0.1	(0.0)	3.2	(2.7)	6	0.1	(0.0)	677	0.5	(0.0)	112.8	(4.0)
F 製造業	1,176	4.2	(4.0)	5,620	1.6	(1.5)	1,080	4.3	(4.2)	4,249	2.1	(2.0)	3.9	(3.8)	232	3.9	(3.5)	1,371	0.9	(0.8)	5.9	(6.2)
G 電気・ガス・熱供給・水道業	931	3.3	(3.4)	7,980	2.3	(2.8)	848	3.4	(3.4)	4,805	2.4	(2.6)	5.7	(6.2)	149	2.5	(2.7)	3,175	2.2	(3.0)	21.3	(28.3)
H 情報通信業	2,874	10.3	(10.4)	18,054	5.3	(4.4)	2,783	11.1	(11.3)	16,101	8.1	(7.0)	5.8	(5.0)	208	3.5	(3.4)	1,953	1.3	(1.0)	9.4	(7.5)
I 運輸業	200	0.7	(0.7)	2,845	0.8	(0.8)	193	0.8	(0.8)	2,450	1.2	(1.1)	12.7	(11.3)	41	0.7	(0.8)	395	0.3	(0.3)	9.6	(10.8)
J 卸売・小売業	93	0.3	(0.3)	698	0.2	(0.2)	93	0.4	(0.3)	597	0.3	(0.2)	6.4	(6.9)	5	0.1	(0.1)	101	0.1	(0.1)	20.2	(13.2)
K 金融・保険業	1,174	4.2	(4.4)	16,924	4.9	(4.4)	1,125	4.5	(4.7)	15,942	8.0	(7.1)	14.2	(12.2)	125	2.1	(2.1)	982	0.7	(0.8)	7.9	(9.4)
L 不動産業	771	2.8	(2.6)	1,436	0.4	(0.4)	740	2.9	(2.8)	1,342	0.7	(0.6)	1.8	(1.8)	49	0.8	(0.7)	94	0.1	(0.1)	1.9	(3.8)
M 飲食店、宿泊業	1,320	4.7	(4.8)	17,651	5.1	(5.6)	1,232	4.9	(5.1)	16,631	8.4	(9.3)	13.5	(14.9)	257	4.4	(4.2)	1,020	0.7	(0.6)	4.0	(3.8)
N 医療、福祉	85	0.3	(0.3)	394	0.1	(0.1)	81	0.3	(0.3)	348	0.2	(0.1)	4.3	(3.3)	4	0.1	(0.1)	46	0.0	(0.0)	11.5	(11.0)
O 教育、学習支援業	3,062	10.9	(10.7)	26,838	7.8	(6.6)	2,929	11.7	(11.4)	23,910	12.1	(10.3)	8.2	(7.4)	317	5.4	(4.9)	2,928	2.0	(1.5)	9.2	(7.8)
P 複合サービス事業	149	0.5	(0.7)	663	0.2	(0.3)	143	0.6	(0.7)	540	0.3	(0.5)	3.8	(6.0)	21	0.4	(0.3)	123	0.1	(0.0)	5.9	(2.3)
Q サービス業(他に分類されないもの)	364	1.3	(1.0)	1,908	0.6	(0.2)	344	1.4	(1.1)	638	0.3	(0.2)	1.9	(1.8)	34	0.6	(0.3)	1,270	0.9	(0.1)	37.4	(4.5)
R その他	3,850	13.7	(12.6)	17,020	5.0	(4.2)	3,691	14.7	(13.5)	14,030	7.1	(5.9)	3.8	(3.6)	374	6.4	(6.2)	2,990	2.1	(1.8)	8.0	(7.3)
事業所規模別	3,792	13.5	(13.6)	20,245	5.9	(6.1)	3,343	13.3	(13.4)	13,533	6.8	(6.8)	4.0	(4.1)	796	13.5	(13.0)	6,712	4.6	(5.0)	8.4	(9.9)
	7,028	25.1	(25.4)	51,281	14.9	(15.1)	6,145	24.5	(24.7)	30,201	15.2	(14.8)	4.9	(4.9)	1,574	26.7	(28.1)	21,080	14.5	(15.5)	13.4	(14.2)
	8,100	28.9	(29.2)	109,095	31.8	(32.1)	7,096	28.3	(28.7)	60,163	30.3	(30.2)	8.5	(8.6)	2,023	34.4	(33.9)	48,932	33.8	(34.5)	24.2	(26.3)
	1,983	7.1	(7.5)	46,607	13.6	(14.2)	1,770	7.1	(7.5)	22,576	11.4	(12.9)	12.8	(14.0)	490	8.3	(8.5)	24,031	16.6	(16.1)	49.0	(48.9)
	1,569	5.6	(5.8)	44,516	13.0	(13.7)	1,439	5.7	(6.0)	24,558	12.4	(13.6)	17.1	(18.6)	343	5.8	(6.0)	19,958	13.8	(13.9)	58.2	(59.6)
	1,331	4.8	(4.8)	52,599	15.3	(14.5)	1,278	5.1	(5.2)	32,681	16.5	(15.5)	25.6	(24.1)	255	4.3	(3.9)	19,918	13.7	(13.1)	78.1	(87.3)

（出典）「産業別、事業所規模別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数（表1：直接雇用・間接雇用、表2：直接雇用、表16：間接雇用）」『外国人雇用状況報告（平成17年6月1日現在）の結果について』

<<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2005/12/dl/h1222-5b.pdf>>

表6 出身地域別、在留資格別及び職種別・産業別外国人労働者数（直接雇用）

出身地域・在留資格・職種	産 業		総 数		製 造 業		卸売・小売業		飲食店、宿泊業		教育、学習支援業		サービス業（他に分類されないもの）		
	人 数	構成比	(前年)	人 数	構成比	人 数	構成比	人 数	構成比	人 数	構成比	人 数	構成比	人 数	構成比
男女別	合計	198,380	100	[100]	108,008	[54.4]	16,101	[8.1]	15,942	[8.0]	16,631	[8.4]	23,910	[12.1]	
	男	107,796	54.3	(55.5)	55,737	51.6	7,547	46.9	7,890	49.5	11,064	66.5	13,301	55.6	
	女	90,584	45.7	(44.5)	52,271	48.4	8,554	53.1	8,052	50.5	5,567	33.5	10,609	44.4	
出身地域別	a 東アジア	85,616	43.2	(38.4)	38,875	36.0	11,427	71.0	13,135	82.4	5,263	31.6	8,641	36.1	
	b 東南アジア	27,856	14.0	(13.2)	18,054	16.7	2,101	13.0	1,637	10.3	695	4.2	2,855	11.9	
	c その他アジア・中近東	4,922	2.5	(2.2)	1,582	1.5	500	3.1	637	4.0	550	3.3	790	3.3	
	d 北米	9,224	4.6	(4.8)	550	0.5	585	3.6	72	0.5	5,020	30.2	1,575	6.6	
	e 中南米	60,354	30.4	(35.8)	47,661	44.1	657	4.1	241	1.5	261	1.6	8,486	35.5	
	うち日系人	54,049	<89.6>	<89.0>	42,923	<90.1>	485	<73.8>	170	<70.5>	43	<16.5>	7,824	<92.2>	
	f ヨーロッパ	7,017	3.5	(3.8)	826	0.8	612	3.8	147	0.9	3,154	19.0	1,147	4.8	
	g その他	3,391	1.7	(1.8)	460	0.4	219	1.4	73	0.5	1,688	10.1	416	1.7	
在留資格別	a 専門的、技術的分野の在留資格	37,477	18.9	(19.0)	8,643	8.0	3,067	19.0	1,168	7.3	11,066	66.5	6,074	25.4	
	うち「技術」又は「人文知識・国際業務」	23,019	<61.4>	<59.8>	6,144	<71.1>	2,336	<76.2>	550	<47.1>	3,727	<33.7>	4,038	<66.5>	
	b 日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者	95,637	48.2	(52.7)	65,012	60.2	4,920	30.6	3,133	19.7	2,624	15.8	13,557	56.7	
	c 留学、就学（アルバイト）	30,280	15.3	(14.1)	4,648	4.3	6,990	43.4	11,063	69.4	2,530	15.2	3,479	14.6	
	d 特定活動（技能実習生）	32,742	16.5	(13.2)	29,312	27.1	663	4.1	64	0.4	56	0.3	462	1.9	
	e 特定活動（ワーキング・ホリデー）	501	0.3	(0.3)	24	0.0	137	0.9	99	0.6	169	1.0	50	0.2	
	f その他	1,763	0.9	(0.8)	369	0.3	324	2.0	415	2.6	186	1.1	288	1.2	
職種別	a 専門・技術・管理職	38,916	19.6	(19.1)	7,233	6.7	2,293	14.2	271	1.7	15,390	92.5	6,558	27.4	
	b 営業・事務職	9,645	4.9	(4.1)	3,244	3.0	1,780	11.1	582	3.7	485	2.9	1,235	5.2	
	c 販売・調理・給仕・接客員	26,809	13.5	(12.1)	1,403	1.3	9,382	58.3	14,042	88.1	12	0.1	1,514	6.3	
	d 生産工程作業員	110,932	55.9	(57.9)	95,363	88.3	1,990	12.4	573	3.6	19	0.1	10,018	41.9	
	e 建設土木作業員	1,497	0.8	(0.9)	73	0.1	33	0.2	1	0.0	—	—	33	0.1	
	f 運搬労務作業員	2,552	1.3	(1.4)	282	0.3	266	1.7	22	0.1	8	0.0	631	2.6	
	g その他	8,029	4.0	(4.5)	410	0.4	357	2.2	451	2.8	717	4.3	3,921	16.4	

(注1) [] 内は、雇用される外国人労働者の産業別の構成比である。
 (注2) < > 内は、出身地域「中南米」に占める「日系人」の割合、在留資格「専門的、技術的分野の在留資格」に占める「技術」又は「人文知識・国際業務」の割合である。
 (出典) 「表3：出身地域別、在留資格別及び職種別・外国人労働者数（直接雇用）」、「表6：出身地域別、在留資格別及び職種別・産業別外国人労働者数（直接雇用）」『外国人雇用状況報告（平成17年6月1日現在）の結果について』 < <http://www.mhlw.go.jp/houdou/2005/12/dl/h1222-5b.pdf> >

「東アジア」5263人(31.6%)、次いで「北米」5020人(30.2%)、在留資格では「専門的・技術的分野」1万1066人(66.5%)、職種別では「専門・技術・管理職」1万5390人(92.5%)が特徴的である。

- ⑤ 「サービス業(他に分類されないもの)」では、出身地域では「東アジア」8641人(36.1%)、次いで「中南米」8486人(35.5%)、在留資格では「日本人の配偶者、永住者の配偶者等、定住者」1万3557人(56.7%)、職種別では「生産工程作業員」1万18人(41.9%)である。

間接雇用の外国人労働者を産業別にみると、事業所数、外国人労働者数とも製造業が最多であり、4380事業所(74.4%)、13万1562人(90.8%)となっている。事業所規模別では、「100～299人」規模が最多で、2023事業所(34.4%)、4万8932人(33.8%)となっている。(表5参照)

4 不法残留者数

在留期間を過ぎても残留し続けている外国人も多い。平成18(2006)年1月1日現在の我が国における不法残留者数は、19万3745人(男性10万562人、女性9万3183人)である。平成2年7月1日に10万6497人であった不法残留者数は、平成3年5月1日には15万9828人、平成4年5月1日には27万8892人と激増し、平成5年5月1日には29万8646人と過去最高を記録したが、取締りの強化等により徐々に減少を続けている。(表7参照)

国籍(出身地)別に平成18年1月1日現在の不法残留者数をみると、①韓国4万203人(20.8%)、②中国3万1074人(16.0%)、③フィリピン3万777人(15.9%)、④タイ1万352人(5.3%)、⑤インドネシア6926人(3.6%)、⑥マレーシア6822人(3.5%)、⑦中国(台湾)6696人(3.5%)、⑧ペルー5997人(3.1%)、⑨スリランカ4590人(2.4%)、⑩ベトナム4071人(2.1%)、その他4万6237人(23.9%)となっている。一方、平成2年7月1日に不法残留者が多かったのは、

①フィリピン2万3805人、②韓国1万3876人、③タイ1万1523人、④中国1万39人、⑤マレーシア7550人、⑥中国(台湾)4775人等となっている。ペルー(242人)やインドネシア(315人)の不法残留者は少なかった。(表7参照)

平成18年1月1日現在の不法残留者数を、不法残留となった時点での在留資格別に見ると、①短期滞在13万4374人(69.4%)、②興業1万52人(5.2%)、③留学7628人(3.9%)、④就学7307人(3.8%)、⑤研修3393人(1.8%)、その他3万991人(16.0%)となっている。既述のごとく、平成3年5月1日の不法残留者数は15万9828人であり、それを在留資格別にみると、①短期滞在12万8914人(80.7%)、②就学1万3557人(8.5%)、③興業3760人(2.4%)、④留学1749人(1.1%)、⑤研修614人(0.4%)、その他1万1234人(7.0%)となっている。観光等、短期滞在の在留資格で入国し、不法残留をする外国人は、総数、比率とも減少しているもののやはり多い。興業、留学、研修については、総数、比率とも不法残留が増加している。就学については、入国・滞在規制の強化のためか総数、比率とも減少している。(表8参照)

不法残留者数の各国別推移と平成18年1月1日現在の不法残留となった時点での在留資格の特徴を見ると、以下のとおり各国の特徴がみとれる。(以下、表7、表9参照)

① 韓国人の不法残留者数は、平成2年7月1日に1万3876人で、平成11年1月1日に6万2577人を記録するまで増大傾向にあったが、その後減少を続けている。また、平成18年1月1日現在の韓国人の不法残留者総数4万203人の93.2%(3万7478人)を短期滞在が占めている。韓国人は、短期滞在の不法残留者総数13万4374人の28%を占めている。

② 中国人の不法残留者数は、平成2年7月1日に1万39人であったのが、平成6年5月1日に3万9738人で最多を記録した。その後平成14(2002)年1月1日の2万7582人まで減少し、平成15年、16年に増加し、平成17年、

表7 国籍(出身地)別 性別 不法残留者数の推移

調査対象日 国籍(出身地)	平成2年 [1990]		平成3年 [1991]		平成4年 [1992]		平成5年 [1993]		平成6年 [1994]		平成7年 [1995]		平成8年 [1996]		平成9年 [1997]		平成10年 [1998]		平成11年 [1999]		平成12年 [2000]		平成13年 [2001]		平成14年 [2002]		平成15年 [2003]		平成16年 [2004]		平成17年 [2005]		平成18年 [2006]		平成17年1月1日現在に対する増減率(%)
	7月1日現在	5月1日現在	7月1日現在	5月1日現在	7月1日現在	5月1日現在	7月1日現在	5月1日現在	7月1日現在	5月1日現在	7月1日現在	5月1日現在	7月1日現在	5月1日現在	7月1日現在	5月1日現在	7月1日現在	5月1日現在	7月1日現在	5月1日現在	7月1日現在	5月1日現在	7月1日現在	5月1日現在	7月1日現在	5月1日現在	7月1日現在	5月1日現在	7月1日現在	5月1日現在	7月1日現在	5月1日現在	7月1日現在		
総数	106,497	159,828	278,892	298,646	293,800	286,704	284,500	282,986	276,810	271,048	251,697	232,121	224,067	220,552	219,418	207,299	193,745	-6.5																	
男	66,851	106,518	190,996	192,114	180,060	168,532	160,836	155,939	149,828	145,225	134,082	123,825	118,122	115,114	113,066	106,279	100,562	-5.4																	
女	39,646	53,310	87,896	106,532	113,740	118,172	123,664	127,047	126,982	125,823	117,615	108,296	105,945	105,438	106,352	101,020	93,183	-7.8																	
韓国	13,876	25,848	35,687	39,455	43,369	47,544	51,580	52,387	52,123	62,577	60,693	56,023	55,164	49,874	46,425	43,151	40,203	-6.8																	
男	8,793	17,977	22,312	20,998	20,801	21,662	22,549	21,669	20,792	24,434	23,150	21,356	20,747	18,482	16,812	15,370	14,566	-5.2																	
女	5,083	7,871	13,375	18,457	22,568	25,882	29,031	30,718	31,331	38,143	37,543	34,667	34,417	31,392	29,613	27,781	25,637	-7.7																	
中国	10,039	17,555	25,737	33,312	39,738	39,511	39,140	38,296	37,590	34,800	32,896	30,975	27,582	29,672	33,522	32,683	31,074	-4.9																	
男	7,655	13,836	19,266	23,630	27,152	26,013	24,789	23,762	22,778	20,748	19,361	18,182	15,749	16,449	18,075	17,845	17,287	-3.1																	
女	2,384	3,699	6,471	9,682	12,586	13,498	14,351	14,534	14,812	14,052	13,535	12,793	11,833	13,227	15,447	14,838	13,787	-7.1																	
フィリピン	23,805	27,228	31,974	35,392	37,544	39,763	41,997	42,547	42,608	40,420	36,379	31,666	29,649	30,100	31,428	30,619	30,777	0.5																	
男	10,761	12,905	14,935	15,861	15,933	16,056	16,081	15,818	15,489	14,722	13,235	11,593	10,456	10,241	10,471	10,245	10,612	3.6																	
女	13,044	14,323	17,039	19,531	21,611	23,707	25,916	26,729	27,119	25,698	23,144	20,073	19,193	19,859	20,957	20,374	20,165	-1.0																	
タイ	11,523	19,093	44,354	55,383	49,992	44,794	41,280	39,513	37,046	30,065	23,503	19,500	16,925	15,693	14,334	12,787	10,352	-19.0																	
男	4,062	6,767	20,022	25,624	22,611	19,866	17,811	16,839	15,542	13,552	11,082	9,281	8,020	7,307	6,148	5,274	4,188	-20.6																	
女	7,461	12,326	24,332	29,759	27,381	24,928	23,469	22,674	21,504	16,513	12,421	10,219	8,905	8,386	8,186	7,513	6,164	-18.0																	
インドネシア	315	582	1,955	2,969	3,198	3,205	3,481	3,758	4,692	4,930	4,947	5,315	6,393	6,546	7,246	7,169	6,926	-3.4																	
男	191	416	1,629	2,366	2,485	2,448	2,608	2,808	3,523	3,692	3,627	3,876	4,740	5,257	5,171	4,961	4,961	-4.1																	
女	124	166	326	603	713	757	873	950	1,169	1,238	1,320	1,439	1,757	1,806	1,989	1,998	1,965	-1.7																	
マレーシア	7,550	14,413	38,529	30,840	20,313	14,511	11,525	10,390	10,141	9,989	9,701	9,651	10,097	9,442	8,476	7,431	6,822	-8.2																	
男	5,023	10,099	27,832	21,250	13,266	8,942	6,537	5,589	5,340	5,195	4,984	4,954	5,280	4,803	4,083	3,333	2,913	-12.6																	
女	2,527	4,314	10,697	9,590	7,047	5,569	4,988	4,801	4,801	4,794	4,717	4,697	4,817	4,639	4,393	4,098	3,909	-4.6																	
中国(台湾)	4,775	5,241	6,729	7,457	7,871	7,974	8,502	9,409	9,430	9,437	9,243	8,849	8,990	9,126	7,611	6,760	6,696	-0.9																	
男	2,080	2,356	3,427	3,867	4,032	3,987	4,128	4,328	4,346	4,394	4,330	4,227	4,346	4,368	3,779	3,422	3,384	-1.1																	
女	2,695	2,885	3,302	3,590	3,839	3,987	4,374	5,081	5,043	5,043	4,913	4,622	4,644	4,758	3,832	3,338	3,312	-0.8																	
ペルー	242	487	2,783	3,938	12,918	15,301	13,836	12,942	11,606	10,320	9,158	8,502	7,744	7,322	7,230	6,624	5,997	-9.5																	
男	172	339	1,904	6,469	8,869	10,066	9,067	8,513	7,721	6,885	6,132	5,723	5,277	4,992	4,699	4,308	3,981	-7.6																	
女	70	148	879	2,569	4,049	5,235	4,769	4,429	3,885	3,435	3,026	2,779	2,467	2,330	2,531	2,316	2,016	-13.0																	
スリランカ	1,668	2,281	3,217	3,763	3,395	2,980	2,783	2,751	3,071	3,734	3,907	3,489	3,730	3,909	4,242	4,209	4,590	9.1																	
男	1,594	2,143	2,932	3,360	3,043	2,663	2,468	2,410	2,654	3,228	3,377	3,022	3,242	3,402	3,684	3,652	4,030	10.4																	
女	74	138	285	403	352	317	315	341	417	506	530	467	488	507	558	557	560	0.5																	
ベトナム																																			
男																																			
女																																			
その他	32,704	47,120	87,927	81,037	75,462	71,121	70,376	70,993	68,503	64,776	61,270	58,151	55,772	56,167	55,322	51,950	46,237	-11.0																	
男	26,520	39,680	76,737	68,689	61,868	56,829	54,798	54,203	51,643	48,375	44,804	41,611	39,207	38,820	38,068	35,454	32,366	-8.7																	
女	6,184	7,440	11,190	12,348	13,594	14,292	15,578	16,790	16,860	16,401	16,466	16,540	16,565	17,347	17,254	16,496	13,871	-15.9																	

(注) 本表の不法残留者数は、外国人が提出する入国記録、出国記録等を処理して得た数であるため、実際の不法残留者数を正確に表すものとはいえないが、不法残留者の概数(推計数)を示すものである。以下の表も同じ。ベトナムの空白欄の数値はその他に含まれる。

(出典) 「国籍(出身地)別 性別 不法残留者数の推移」『本邦における不法残留者数について(平成13年1月1日現在)』 <<http://www.moj.go.jp/PRESS/010413-1/010413-1-1.html>>
「国籍(出身地)別 性別 不法残留者数の推移」『本邦における不法残留者数について(平成18年1月1日現在)』 <<http://www.moj.go.jp/PRESS/060324-2/060324-2.pdf>>

表 8 在留資格別 不法残留者数の推移

(単位：人)

調査対象日	在留資格 構成比 (%)	在 留 資 格					
		短期滞在	興 業	留 学	就 学	研 修	その他
平成 3 (1991) 年 5 月 1 日現在	159,828	128,914	3,760	1,749	13,557	614	11,234
	100	80.7	2.4	1.1	8.5	0.4	7.0
平成 4 (1992) 年 5 月 1 日現在	278,892	234,876	5,450	4,183	16,998	1,360	16,025
	100	84.2	2.0	1.5	6.1	0.5	5.7
平成 5 (1993) 年 5 月 1 日現在	298,646	242,465	7,451	6,484	20,095	1,788	20,363
	100	81.2	2.5	2.2	6.7	0.6	6.8
平成 6 (1994) 年 5 月 1 日現在	293,800	226,930	9,243	7,659	23,995	2,116	23,857
	100	77.2	3.1	2.6	8.2	0.7	8.1
平成 7 (1995) 年 5 月 1 日現在	286,704	216,057	11,073	8,216	22,623	2,237	26,498
	100	75.4	3.9	2.9	7.9	0.8	9.2
平成 8 (1996) 年 5 月 1 日現在	284,500	211,797	12,911	8,406	19,906	2,585	28,895
	100	74.4	4.5	3.0	7.0	0.9	10.2
平成 9 (1997) 年 1 月 1 日現在	282,986	209,125	13,385	7,445	17,873	2,685	32,473
	100	73.9	4.7	2.6	6.3	0.9	11.5
平成10 (1998) 年 1 月 1 日現在	276,810	206,620	13,917	6,824	15,083	3,099	31,267
	100	74.6	5.0	2.5	5.4	1.1	11.3
平成11 (1999) 年 1 月 1 日現在	271,048	206,193	13,610	5,914	12,931	3,115	29,285
	100	76.1	5.0	2.2	4.8	1.1	10.8
平成12 (2000) 年 1 月 1 日現在	251,697	189,847	12,552	5,100	11,359	3,055	29,784
	100	75.4	5.0	2.0	4.5	1.2	11.9
平成13 (2001) 年 1 月 1 日現在	232,121	173,051	11,029	4,401	10,025	3,004	30,611
	100	74.6	4.7	1.9	4.3	1.3	13.2
平成14 (2002) 年 1 月 1 日現在	224,067	163,271	11,154	4,442	9,953	3,264	31,983
	100	72.9	5.0	2.0	4.4	1.5	14.2
平成15 (2003) 年 1 月 1 日現在	220,552	155,498	11,770	5,450	9,779	3,409	34,646
	100	70.5	5.3	2.5	4.4	1.5	15.8
平成16 (2004) 年 1 月 1 日現在	219,418	150,326	11,974	6,672	9,511	3,959	36,976
	100	68.5	5.5	3.0	4.3	1.8	16.9
平成17 (2005) 年 1 月 1 日現在	207,299	139,417	11,319	8,173	8,506	3,648	36,236
	100	67.3	5.5	3.9	4.1	1.8	17.5
平成18 (2006) 年 1 月 1 日現在	193,745	134,374	10,052	7,628	7,307	3,393	30,991
	100	69.4	5.2	3.9	3.8	1.8	16.0
平成17年 1 月 1 日現在に 対する増減率 (%)	-6.5	-3.6	-11.2	-6.7	-14.1	-7.0	-14.5

(出典) 法務省入国管理局「我が国の不法残留者推計」『国際人流』No.59, 1992.4, p.40.

「在留資格別 不法残留者数の推移」『本邦における不法残留者数について(平成13年 1 月 1 日現在)』

<<http://www.moj.go.jp/PRESS/010413-1/010413-1-3.html>>

「在留資格別 不法残留者数の推移」『本邦における不法残留者数について(平成18年 1 月 1 日現在)』

<<http://www.moj.go.jp/PRESS/060324-2/060324-2.pdf>> より作成。

表 9 国籍(出身地)別 在留資格別 不法残留者数(平成18年 1 月 1 日現在)

(単位：人)

国籍(出身地)	在留資格 総 数	在 留 資 格					
		短期滞在	興 業	留 学	就 学	研 修	その他
総 数	193,745	134,374	10,052	7,628	7,307	3,393	30,991
韓 国	40,203	37,478	33	496	435	34	1,727
中 国	31,074	3,701	365	6,657	5,975	1,369	13,007
フィリピン	30,777	16,117	8,767	28	121	352	5,392
タ イ	10,352	9,516	32	17	41	173	573
インドネシア	6,926	5,587	150	4	21	400	764
マレーシア	6,822	6,715	4	24	10	13	56
中 国(台湾)	6,696	6,627	4	7	9	5	44
ペルー	5,997	4,347	3	3	32	7	1,605
スリランカ	4,590	4,071	1	73	171	110	164
ベトナム	4,071	1,532	10	68	140	708	1,613
その他	46,237	38,683	683	251	352	222	6,046

(出典) 「国籍(出身地)別 在留資格別 不法残留者数(平成18年 1 月 1 日現在)」『本邦における不法残留者数について(平成18年 1 月 1 日現在)』 <<http://www.moj.go.jp/PRESS/060324-2/060324-2.pdf>>

18年に減少している。平成18年1月1日現在の中国人の不法残留者総数3万1074人の21.4% (6657人) が留学であり、19.2% (5975人) が就学である。また、中国人は、留学の不法残留者総数7628人のうち87.3%、就学の不法残留者総数7307人のうち81.8%を占めている。

- ③ フィリピン人の不法残留者数は、平成2年7月1日に2万3805人で、平成10年1月1日に4万2608人で最多を記録し、その後減少したが、ここ数年3万人強が継続している。平成18年1月1日現在のフィリピン人の不法残留者総数3万777人の52.4% (1万6117人) が短期滞在、28.5% (8767人) が興業である。なお、興業の不法残留者総数1万52人のうち87.2%がフィリピン人である。
- ④ タイ人の不法残留者数は、平成2年7月1日に1万1523人であったが、平成5年5月1日に5万5383人と最多を記録し、その後一貫して減少している。なお、平成18年1月1日現在のタイ人の不法残留者総数1万352人の91.9% (9516人) を短期滞在が占めている。

5 出入国管理及び難民認定法(入管法)違反者数

平成17年中に、全国の地方入国管理官署が入管法違反により退去強制手続(出国命令手続を含む)を執った外国人は、5万7172人である。うち、不法残留者は4万2254人(73.9%)、不法入国者は1万1586人(平成2年以降最多)、資格外活動1890人(平成2年以降最多)、刑罰法令違反等752人(平成2年以降最多)、不法上陸690人となっている。平成2年以降で入管法違反者の総数が最多を記録したのは平成5年の7万404人であり、不法残留者数も6万3905人、不法就労者数も6万4341人と最多であった。(表10参照)

平成17年に入管法違反により退去強制手続が執られた外国人のうち、不法就労事実が認められた者は4万5935人(80.3%)と多数を占めている。不法就労者を国籍別にみると、中国(台湾、香港その他を除く)が最多で1万4239人(平

表10 違反事由別入管法違反事件の推移

違反事由	(単位:人)																
	平成2年 [1990]	3年 [1991]	4年 [1992]	5年 [1993]	6年 [1994]	7年 [1995]	8年 [1996]	9年 [1997]	10年 [1998]	11年 [1999]	12年 [2000]	13年 [2001]	14年 [2002]	15年 [2003]	16年 [2004]	17年 [2005]	対平成 16年比
総数	36,264	35,903	67,824	70,404	65,618	55,470	54,271	49,566	48,493	55,167	51,459	40,764	41,935	45,910	55,351	57,172	3.3%増
不法入国	2,320	1,662	3,459	5,227	5,598	4,663	4,827	7,117	7,472	9,337	9,186	8,952	8,388	9,251	11,217	11,586	3.3%増
不法上陸	357	347	533	796	697	758	811	776	719	831	748	826	789	777	992	690	30.4%増
資格外活動	751	882	393	306	455	439	279	430	310	335	473	594	850	1,199	1,399	1,890	35.1%増
不法残留	32,647	32,820	63,265	63,905	58,692	49,453	48,211	41,113	39,835	44,403	40,756	30,063	31,520	34,266	41,175	42,254	2.6%増
刑罰法令違反等	189	192	174	170	176	157	143	130	157	261	296	329	388	417	568	752	32.4%増
不法就労者	29,884	32,908	62,161	64,341	59,352	49,434	47,785	41,604	40,535	46,258	44,190	33,508	32,364	34,325	43,059	45,935	6.7%増

(注) 平成2年の不法就労者数は、「資格外活動がらみの不法残留者」と「資格外活動」の合計である。

(出典) 『平成5年出入国関係統計概要』入管協会, 1994.8, p.51.
 『平成8年出入国関係統計概要』入管協会, 1997.7, p.47.
 『平成11年出入国関係統計概要』入管協会, 2000.8, p.51.
 『平成14年出入国関係統計概要』入管協会, 2003.7, p.43.
 『違反事由別入管法違反事件の推移』『平成17年における入管法違反事件について』<<http://www.moj.go.jp/PRESS/060324-1/060324-1.html>> より作成。

成2年以降で最多)、以下フィリピン7378人、韓国6514人、タイ2816人、インドネシア1844人、マレーシア1486人、バングラデッシュ1405人となっている。不法就労者の男女別は、男性2万6232人(57.1%)、女性1万9703人(42.9%)である。平成2年以降の不法就労事件では、平成5年が6万4341人と最多を記録している。その年タイ人は1万2654人と平成2年以降平成17年までの間で最も多かった。前年の平成4年の不法就労事件も、6万2161人と歴代2位の数値であり、マレーシア1万4303人、イラン1万3982人、韓国1万3890人とそれぞれ過去最多であった。(表11参照)

II 外国人労働者への労働関係法令の適用と社会保障制度の適用問題

1 外国人労働者への労働関係法令の適用

日本国内で就労する限り、日本人、外国人を問わず、原則として労働関係法令が適用される。

労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法は、外国人労働者にも適用される。また、労働基準法第3条は、「使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱をしてはならない」として労働条件面での国籍による差別を禁止している。雇用保険法も、日本に在留する外国人については原則として国籍を問わず被保険者として取り扱う。

労働者災害補償保険法にも国籍条項はなく、超過滞在の外国人にも適用可能であるが、企業は不法就労助長罪や労働基準法・労働安全衛生法違反の発覚を恐れて労災の申請を回避する傾

向がある。労働者も不法就労の発覚を恐れて労災の申請をしないことも多い⁽⁶⁾。

なお、外国人労働者に関して、雇用管理を改善し、適正な労働条件及び安全衛生を確保しつつ就労できるようにするため、事業主が考慮すべき事項を定めた「外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針」が策定されている⁽⁷⁾。

2 外国人労働者への社会保障制度の適用問題

我が国では、昭和56(1981)年の「難民の地位に関する条約」の批准以降、国内法の国籍要件の撤廃等の整備を行なうなど、適法に滞在する外国人に対しては、内外人平等の原則に立って、日本人と同様の社会保障を適用している⁽⁸⁾。

(1) 年金

厚生年金については、日本人か外国人かを問わず、適用事業所において常用的雇用関係(所定労働時間・日数が同種の業務に従事する他の通常就労者のその概ね4分の3以上)にある者に適用する⁽⁹⁾。

国民年金については、昭和57(1982)年に国籍条項が撤廃されており、日本人か外国人かを問わず、市町村に住所を有する者に適用する。「住所を有する」外国人については、外国人登録を行なっている適法滞在者に適用する⁽¹⁰⁾。

合法的な外国人労働者には強制適用が原則であるが、帰国時の脱退一時金額は極めて低い。被保険者期間が6か月以上あるが、老齢年金の受給資格期間を満たしていない外国人が帰国後2年以内に社会保険業務センターに請求を行なった場合には、脱退一時金を支給する。6か月未満の拠出には不適用である。36か月以上の拠出

(6) 岡伸一「外国人労働者と社会保障」『週刊社会保障』No.2339, 2005.7.4, p.52.

(7) 「外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針」厚生労働省ホームページ

<<http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/anteikyoku/gairou/980908gai16.htm>>

(8) 厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室「外国人滞在者への社会保障制度適用について」『週刊社会保障』No.2346, 2005.8.29, p.62.

(9) 同上

(10) 同上

表11 国籍別不法就労事件の推移

国籍(出身地)別 年	平成2年 [1990]	3年 [1991]	4年 [1992]	5年 [1993]	6年 [1994]	7年 [1995]	8年 [1996]	9年 [1997]	10年 [1998]	11年 [1999]	12年 [2000]	13年 [2001]	14年 [2002]	15年 [2003]	16年 [2004]	17年 [2005]	対平成 16年比
総数	29,884	32,908	62,161	64,341	59,352	49,434	47,785	41,604	40,535	46,258	44,190	33,508	32,364	34,325	43,059	45,935	6.7%増
中国	24,176	25,350	47,521	45,144	40,029	32,106	31,160	25,781	24,808	26,418	23,949	19,313	18,610	20,274	25,349	26,232	12.4%増
台湾	428	981	2,599	3,964	5,646	5,635	5,479	5,685	5,108	5,802	5,290	4,686	4,585	5,997	8,104	8,749	
香港・その他	639	460	656	674	601	474	437	557	429	466	492	212	232	285	277	220	20.6%減
中国	351	225	374	347	315	231	198	208	154	142	127	65	68	96	109	68	
フィリピン	22	43	144	114	88	69	82	112	53	60	36	30	31	31	41	32	22.0%減
	20	36	125	91	64	50	61	80	30	39	18	17	12	14	21	16	
	4,042	2,983	3,532	4,617	5,260	5,476	5,646	5,067	5,631	6,672	7,420	4,072	3,696	4,108	6,299	7,378	17.1%増
	1,593	1,079	1,466	2,246	2,414	2,168	2,409	2,117	2,122	2,475	2,524	1,352	1,313	1,453	2,263	2,647	
韓国	5,554	9,782	13,890	11,865	10,730	10,529	11,444	10,346	9,360	13,164	11,336	8,400	8,043	6,372	6,192	6,514	5.2%増
	4,417	8,283	11,204	8,473	6,694	6,089	6,446	5,074	4,173	5,368	4,262	3,461	3,249	2,564	2,281	2,274	
タイ	1,450	3,249	7,519	12,654	10,654	6,948	5,561	4,483	3,604	3,926	3,902	2,800	2,538	2,423	2,831	2,816	0.5%減
	661	926	2,408	5,160	4,600	3,185	2,568	1,936	1,579	1,667	1,460	1,122	1,054	1,030	1,179	1,158	
インドネシア	180	625	924	924	819	749	817	957	1,210	1,314	1,458	1,222	1,254	1,389	1,897	1,844	2.8%減
	156	571	778	778	571	579	640	749	929	981	1,045	862	871	975	1,350	1,297	
マレーシア	4,465	4,855	14,303	11,913	8,576	5,260	4,034	1,694	1,350	1,429	1,217	1,209	1,329	1,638	1,486	1,486	増減なし
	3,856	3,892	11,301	8,932	6,308	3,970	3,026	1,255	967	1,001	813	832	917	1,193	1,084	1,060	
バンングラデッシュ	5,925	293	390	717	918	831	926	930	1,067	1,082	1,073	1,102	833	861	1,214	1,405	15.7%減
	5,915	292	387	712	908	814	910	918	1,042	1,060	1,049	1,074	806	828	1,166	1,328	
ミャンマー	171	303	303	570	899	955	834	805	903	903	984	502	518	780	1,356	1,247	8.0%減
	137	246	246	445	688	708	629	601	669	669	740	390	427	655	1,121	962	
スリランカ	831	307	451	782							878	685	687	674	891	1,024	14.9%増
	821	295	415	719							745	581	606	588	799	898	
ベトナム																	
ペルー	172	580		1,908	2,623	2,475	2,214	1,579	1,746	1,459	1,288	976	852	769	945	490	
	133	424		1,375	1,798	1,544	1,405	958	1,143	934	805	651	561	533	615	615	
イラン	652	7,700	13,982	8,886	5,628	3,246	3,180	2,225	2,219	1,639	1,598	993	888	749			
	648	7,611	13,781	8,730	5,530	3,178	3,130	2,193	2,186	1,606	1,580	981	561	737			
パキスタン	3,886	793	1,072	1,406	1,531	1,326	1,418	1,152	1,255	1,220	1,090	851	715				
	3,880	793	1,068	1,403	1,526	1,322	1,411	1,145	1,237	1,214	1,083	848	705				
その他	1,957	758	1,547	2,322	3,714	3,501	3,789	3,887	5,387	4,646	3,286	3,374	3,661	4,536	6,229	6,830	4.8%減
	1,586	511	1,152	1,769	2,967	2,633	2,848	2,862	4,138	3,460	2,408	2,391	2,875	3,384	4,884	5,285	

(注1) 下段は、男性の内数である。

(注2) 国籍別順位は、平成17年を基準としている。

(注3) 国籍に対応する件数欄のうち空欄部分は、その他の欄に含まれる。

(出典) 『平成5年 出入国管理関係統計概要』入管協会, 1994.8, p.53.

『平成8年 出入国管理関係統計概要』入管協会, 1997.7, p.49.

『平成11年 出入国管理関係統計概要』入管協会, 2000.8, p.53.

『平成14年 出入国管理関係統計概要』入管協会, 2003.7, p.41.

『国籍別不法就労事件の推移』『平成17年における入管法違反事件について』<<http://www.moj.go.jp/PRESS/060324-1/060324-1.html>> より作成。

には上限額が設定されているため、3年以降の滞在者の拠出額はすべて年金算定に反映されず掛け捨てに近い状態になる。また、6か月から36か月の間の拠出に関しても、拠出額の一部しか返還されない。⁽¹¹⁾

(2) 医療

健康保険については、日本人か外国人かを問わず、適用事業所において常用的雇用関係にある者に適用する⁽¹²⁾。

国民健康保険については、日本人か外国人かを問わず、市町村に住所を有する者に適用する。「住所を有する」外国人については、外国人登録を行なっている適法滞在者に適用する。ただし、在留期間が1年以上必要である。⁽¹³⁾

医療保険の適用を希望しても年金には加入したくない外国人がいる。国民健康保険は、超過滞在の外国人の加入を認めていない。健康保険では、会社を通じて超過滞在の外国人にも適用の可能性はあるが、資格外就労者の雇用に対する入管法による処罰を危惧して使用者は、加入させないようにする場合も多い。⁽¹⁴⁾

国民健康保険法から国籍条項が削除されたのは昭和56年であるが、昭和57年の段階では基本的に国民健康保険条例という形で外国人の国民健康保険加入は可能であった。しかし、国籍を個別に列挙する条例もあり、適用除外となる可能性があった。また、外国人には適用規定のない条例も少数であるが存在した。⁽¹⁵⁾

平成16年1月の横浜訴訟（不法在留による国民健康保険被保険者証不交付処分に伴う治療費等の損害賠償請求訴訟）最高裁判決において、以下の

判断が示された。すなわち、① 社会保障制度を外国人に適用する場合には、その対象者を国内に適法な居住関係を有する者に限定することには合理的な理由があり、国民健康保険法施行規則や各市町村の条例で在留資格のない外国人を適用除外者と規定することは許される。しかし、② 現行法令上そうした規定がない以上、在留資格のない外国人について、外国人登録をしていること及び入管法第50条所定の在留特別許可を求めていることを条件に、当該市町村の区域内で安定した生活を継続的に営み、将来にわたってこれを維持し続ける蓋然性が高いと認められる場合には、当該外国人を法第5条の「住所を有する者」と認定すべきである。⁽¹⁶⁾ これに対して厚生労働省は、不法滞在の外国人については、従来の取扱いどおり国民健康保険法を適用しない旨を省令において明確に規定した。具体的には、国民健康保険法施行規則において新たな適用除外者として、日本の国籍を有しない者であって、① 入管法に定める在留資格がなく、② 1年未満の在留期間で、③ 外国人登録法で定められた登録を受けていない者を規定した。但し、在留期間が1年未満であっても、資格に応じた資料に基づき、1年以上滞在すると認められる者は適用除外者としない。⁽¹⁷⁾

(3) 生活保護

生活保護法には国籍条項があり、外国人への適用は未整備である。実際には、人道主義的な配慮から外国人にも適用された事例はあるが、一般化されておらず、不法滞在者への適用は拒否されている。超過滞在の外国人には、生活保

(11) 同上；岡 前掲論文, p.52.

(12) 厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室 前掲論文, p.62.

(13) 同上

(14) 岡 前掲論文, p.52.

(15) 髯本郁「外国人の生存権を実現するために、いま何が必要か—在留資格なき外国人と生活保護」『賃金と社会保障』No.1412, 2006.2.25, p.41.

(16) 「横浜訴訟の概要」『国保実務』No.2411, 2004.6.14, pp.27-25.

(17) 「外国人に対する国民健康保険の適用について」同上 pp.36-32.; 厚生労働省保険局国民健康保険課「外国人の国保適用に関する省令改正について」『週刊社会保障』No.2288, 2004.6.21, p.63.

護の医療扶助制度も適用されないのが一般的である。⁽¹⁸⁾

厚生労働省は、外国人の生活保護について、概ね次のような説明をしている。すなわち、生活保護制度は、生存権を保障する憲法第25条を根源とし、同条は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定していることから、生活保護法も日本国民のみを対象としている。しかし、適法に日本に滞在し、活動に制限を受けない永住者、定住者、永住者の配偶者等、日本人の配偶者等、在日韓国人、在日朝鮮人、在日台湾人、入管法上の認定難民については、国際道義上、人道上の観点から、予算措置として、生活保護法を準用している。これら以外のものは対象とならない。⁽¹⁹⁾

しかし、外国人の生活保護の適用に関する基本的な通知として、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和29年5月8日、社発第382号厚生省社会局長通知）では、「外国人は法の適用とならないのであるが、当分の間、生活に困窮する外国人に対しては一般国民に対する生活保護の決定実施の取扱に準じて」保護を行うとしている。この通知には、在留資格の有無や種類による「準用」対象の可否に関する記載はない。⁽²⁰⁾

(4) 児童手当、児童扶養手当

いずれも昭和57年に国籍条項が撤廃されているが、昭和56年の厚生省（当時）通知においても、児童手当、児童扶養手当等の受給資格の国

籍要件は撤廃され、難民はもとより広く外国人一般に対して適用される⁽²¹⁾。但し、日本国内に生活の本拠を有しているとは認めがたい外国人については適用を除外される⁽²²⁾。

(5) 介護保険

介護保険では、外国人でも40歳以上であって、市町村の区域内に住所を有すれば被保険者となる。住所は生活の本拠である場所という観点から判断される。外国人であっても、外国人登録を行っており、在留期間が1年以上であるなど、住所を有すると認められれば被保険者となる。⁽²³⁾

(6) 国際年金通算協定（社会保障協定）

年金保険料の二重負担や掛け捨て等の問題に対処するため、二国間の公的年金制度等に関する適用調整及び年金の受給権の取得を目的とした期間通算を内容とする年金通算協定（社会保障協定）が、以下の諸国と締結されている。⁽²⁴⁾（表12参照）

① ドイツ

ドイツとの協定は、日独両国の公的年金制度の適用調整（原則として就労地国の年金制度のみ適用、一時的な派遣の場合には、派遣元国の年金制度のみ継続適用）及び日独両国の年金制度加入者に関する保険期間の通算措置並びにその場合における年金額の計算方法を含む。

② イギリス

イギリスとの協定は、日英両国の公的年金制

(18) 岡 前掲論文, p.52.

(19) 贅本 前掲論文, p.34.

(20) 同上

(21) 「児童扶養手当法等の外国人適用について（昭和56年6月12日 児発第90号 各都道府県知事宛 厚生省社会・児童家庭局長連名通知）児童手当制度研究会監修『児童手当関係法令通知集 平成14年版』中央法規出版, 2002.7, pp.159-160.

(22) 「児童手当法の外国人適用に伴う事務取扱いについて（昭和56年11月25日 児手第33号 各都道府県民生主管部（局）長宛 厚生省児童家庭局児童手当課長通知）」同上 pp.194-197.

(23) 鬼崎信好ほか編『介護保険キーワード事典』中央法規, 2001.6, p.35.

(24) 厚生労働省年金局国際年金課「国際年金通算（社会保障）協定の現状と課題」『週刊社会保障』No.2394, 2006.8. 14-21, pp.92-95.

表12 日本が締結した社会保障協定の内容比較

相手国	二重負担の防止		年金の期間通算	協定の発効日（予定）
	日本側免除制度	相手国側免除制度		
ドイツ	年金	年金	あり	平成12年2月1日
イギリス	年金	年金	なし	平成13年2月1日
韓国	年金	年金	なし	平成17年4月1日
アメリカ	年金・医療	年金・医療	あり	平成17年10月1日
フランス	年金・医療	年金・医療・労災	あり	平成18年度中を目途に調整
ベルギー	年金・医療	年金・医療・労災・雇用保険	あり	平成18年度中を目途に調整
カナダ	年金	年金	あり	平成19年度中を目途に調整

(出典) 厚生労働省年金局国際年金課「国際年金通算(社会保障)協定の現状と課題」『週刊社会保障』No.2394, 2006.8.14-21, p.95.

度の適用調整(二重適用の回避)を目的としており、保険期間の通算措置は盛り込まれていない。

③ 韓国

韓国との協定は、日韓両国の公的年金制度の適用調整(二重適用の回避)を目的としており、保険期間の通算措置は盛り込まれていない。

④ アメリカ

アメリカとの協定は、適用調整及び日米両国の年金制度加入者に関する保険期間の通算措置を中心とし、また、医療保険制度に関しても協定の適用対象としている。

⑤ フランス

フランスとの協定は、年金及び医療保険の適用調整と日仏両国の年金制度加入者に関する保険期間の通算措置を中心とし、また、フランス側での適用免除の範囲に労災保険も含めている。

⑥ ベルギー

ベルギーとの協定は、年金及び医療保険の適用調整と日ベルギー両国の年金制度加入者に関する保険期間の通算措置を中心とし、また、ベルギー側での適用免除の範囲に労災保険及び雇用保険も含めている。

⑦ カナダ

カナダとの協定は、日加両国の公的年金の適用調整及び日加両国の年金制度加入者に関する保険期間の通算措置を中心とする。

III 近年における外国人労働者に関する各種報告書・提言等

外国人労働者に関しては、近年人口減少に伴う将来の労働力不足問題を背景に、関係機関や団体から受け入れに関して、各種報告・提言等が発表されている。平成14年以降に発表された主要なものについて時系列にその概要をとりまとめておく。

1 厚生労働省『外国人雇用問題研究会報告書』(平成14年7月5日)

厚生労働省の「外国人雇用問題研究会」(座長:岩村正彦東京大学教授)が発表した外国人労働者の現状と課題に関する報告書では、単純労働者の受け入れに慎重な理由として、①他の労働者の就業機会を減少させるおそれ、②労働市場の二重構造化、③雇用管理の改善や労働生産性の向上の取り組みを阻害し、産業構造の転換等の遅れをもたらすおそれ、④景気変動に伴う失業問題の発生、⑤新たな社会的費用の負担の発生、⑥送出国や外国人労働者本人にとっての影響大、の6点を挙げている⁽²⁵⁾。

外国人労働者の受け入れについて、経済社会の活性化のための高度人材の獲得のためには、①既存の入国及び在留にかかる手続の障壁を限りなくゼロに近づけること、②外国人労働者及びその家族の入国・在留について優遇措置

(25) 『外国人雇用問題研究会報告書』2002.7, pp.9-10.

を講じること、③ 住環境に対する支援や子弟の教育面への配慮などの諸施策により受け入れ促進措置を講じることが考えられるとしている。また、労働力不足への対応のためには、① 労働市場テスト（一定期間求人を出して国内労働者により充足されないことを確認するなど国内労働市場の状況を踏まえて外国人に就労の許可を与える制度）を導入すること、② 急激な流入増等への対応のための受け入れ上限の設定、③ 雇用税（事業主が外国人を1人雇用するごとに一定の税金を払う制度）や雇用率（外国人労働者が当該企業の労働者に占める割合に上限を設ける制度）等、金銭的負担を課す受け入れ、④ 協定方式による受け入れ（国と国とで受け入れ人数や期間などを取り決めて外国人を受け入れる制度）等が考えられるとしている。なお、人口減少の全てを外国人の受け入れで補おうとすることは現実的ではないが、他の様々な対策を講じても人口減少が続く場合には、一定程度の人口を確保することにより、経済社会の活性化を図るため、職業分野に関係なく外国人を受け入れることも一つの可能性として想定されるとしている。⁽²⁶⁾

2 日本商工会議所「少子高齢化・経済グローバル化時代における外国人労働者の受入れの在り方について」(平成15年9月17日)

日本商工会議所の提言では、高度人材外国人労働者については、受け入れを大幅に拡充すべきであり、中小企業といえども、優秀な外国人労働者を活用して製品やサービスの高付加価値化を図ることが必要としている。そのため、高度な技術・知識を有する外国人労働者の受け入れ促進に向け、資格の相互認証の積極的拡大、在留資格認定要件の緩和、社会保障協定の締結促進、医療保険制度の見直し、留学生に対する支援の拡充、労働・住環境の整備等を推進すべ

きであると提言している。また、少子高齢化の急速な進展に伴い、将来労働力が減少することは確実であり、我が国の経済社会や国民生活にとって不可欠な産業分野においても労働力不足が継続し、支障をきたすため、単純労働者の受け入れ促進策について真剣に検討すべきであると提言している。⁽²⁷⁾

3 日本経済団体連合会「外国人受け入れ問題に関する提言」(平成16年4月14日)

日本経済団体連合会（日本経団連）は、総人口減少の「埋め合わせ」としてではなく、多様性のダイナミズムを活かし、国民一人ひとりの「付加価値創造力」を高めていく、そのプロセスに外国人が持つ力を活かすために、総合的な受け入れ施策を提案している。

外国人を受け入れるための3原則として、① 質と量の両面で十分にコントロールされた秩序ある受け入れ、② 外国人の人権や尊厳を損ねない受け入れ、③ 受け入れ側、送り出し側双方にとってメリットのある受け入れをあげている。

具体的には、① 日本企業における雇用契約、人事制度の改革（異文化シナジーを生み出す異文化経営／外国人受け入れに向けた社内意識、社内システムの改革／外国人が働き甲斐を感じ得る仕事と処遇の提供）、② 国と自治体が一体となった整合性ある施策の推進（外国人受け入れ問題本部、特命担当大臣の設置／将来的には外国人庁の創設／外国人受け入れに関する基本法制定の検討／外国人雇用法制定による入国後の就労管理の実施）、③ 専門的・技術的分野における受け入れの円滑化（要件緩和、年数拡大など留資格制度の見直し／手続きの簡素化・迅速化・透明性の確保／社会保障協定の早期締結／高度人材定住促進のための日本版グリーンカードの創設）、④ 留学生の質的向上と

⁽²⁶⁾ 同上 pp.53-61.

⁽²⁷⁾ 日本商工会議所「少子高齢化・経済グローバル化時代における外国人労働者の受入れの在り方について」
<<http://www.jcci.or.jp/nissy/iken/030917gaikokujinroudousya.htm>>

日本国内における就職の促進（魅力的な大学教育プログラムの構築／奨学金の充実など生活支援の充実／内外における日本語教育の充実／国内における就職の促進）、⑤ 将来的に労働力の不足が予想される分野での受け入れ（在留資格の見直し等による要件・人数・期間の明確化／二国間協定を通じた公的機関等による送り出し・受け入れ体制の確立／看護・介護分野での受け入れ）、⑥ 外国人研修・技能実習制度の改善（受け入れ機関の不正行為に対する処分内容の強化／早期帰国制度の導入／再研修・再技能実習の制度化）、⑦ 外国人の生活環境の整備（相談窓口の開設／日本語学習機会の提供など地域の役割の強化／居住環境の改善や子弟教育の充実・支援／社会保障制度の改善・充実）、⑧ 日系人の入国、就労に伴う課題の解決（日本で安定的に職が得られる者に限り在留資格が与えられるなど、在留資格制度の見直し／日本語教育機会の提供／社会保険への加入促進／子弟教育の促進など生活環境の整備）、⑨ 受け入れ施策と整合性の取れた不法滞在者・治安対策（不法滞在者の摘発とともに、在留特別許可の条件緩和等による不法滞在者の合法化／外国人受け入れ施策と整合性ある治安対策の実施）を提言している。⁽²⁸⁾

4 厚生労働省『外国人労働者の雇用管理のあり方に関する研究会報告書』（平成16年7月20日）

厚生労働省「外国人労働者の雇用管理のあり方に関する研究会」（座長：鈴木宏昌早稲田大学教授）は、近年、外国人労働者が請負の形態で、製造現場で就労している実態が多く見られることなどを踏まえ、「外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針」の改正を提言する報告書を発表している。具体的には、① 請負の場合、請負業者が自ら雇用労務責任者を選任し、注文

主の事業所内での就労について必要に応じ注文主である事業主に相談し、協力を得ながら雇用労務管理を行なうこと、注文主も必要に応じて協力、配慮することを指針に明記すること、② 事業主が遵守すべき法令として社会保険関係法令を追加することなどを求めている。このほか、事業主に対して、雇用管理アドバイザー制度の活用や雇用管理のノウハウを提供すること、外国人労働者に対しては情報提供の充実、若年日系人に対しては不就労対策を提言している。また、雇用管理以外の問題として、① 不就学、不就労の外国人子弟の教育問題、② 外国人子弟の非行等、③ 地域社会での摩擦の問題も指摘されている。⁽²⁹⁾

5 外務省の海外交流審議会答申「変化する世界における領事改革と外国人問題への新たな取組み」（平成16年10月）

外務省の海外交流審議会答申では、「外国人労働者受入れについての従来の方針は、これを基本的に維持するとしても、現状の分析や社会のニーズをふまえた上で、いわゆる単純労働者の受入れについてはどのように対応するか（たとえば、分野ごとに一定限度内で秩序ある導入の方途を考えることについての是非）等について十分な議論を行い、長期的に適応できるような国民的合意の形成を図る」とし、「専門的、技術的分野の人材の受入れには積極的に取り組む。交渉の結果、たとえば看護師、介護士等新たな分野での受入れを行う場合には、不法就労、不法滞在その他犯罪の防止等に留意し、国内で新たな問題を生むことがないように、受入態勢について万全の準備を行なう」等の提言を行なっている。⁽³⁰⁾

⁽²⁸⁾ 日本経団連「外国人受け入れ問題に関する提言」

<<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2004/029/honbun.html>>

⁽²⁹⁾ 『外国人労働者の雇用管理のあり方に関する研究会報告書』厚生労働省職業安定局，2004.7，pp.17-20.

⁽³⁰⁾ 「変化する世界における領事改革と外国人問題への新たな取組み」（平成16年10月）海外交流審議会答申
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shingikai/koryu/pdfs/0410_00.pdf>

6 法務省「第3次出入国管理基本計画」

(平成17年3月29日)

法務省は、今後5年間の外国人の入国、在留管理の指針を示す「第3次出入国管理基本計画」を策定した。非熟練労働者の受け入れについては、平成4年の第1次計画、平成12年の第2次計画とも「慎重に検討していく」としていたが、今回、少子化の進行などを踏まえ、生産年齢人口の減少の中で、我が国経済の活力および国民生活の水準を維持する必要性、国民の意識及び我が国の経済社会の状況等を勘案しつつ、現在では専門的、技術的分野に該当するとは評価されていない分野における外国人労働者の受け入れについて「着実に検討していく」との方針を打ち出している。その際には、新たに受け入れを検討すべき産業分野や日本語能力など受け入れ要件を検討するだけでなく、その受け入れが、我が国の産業及び国民生活に与える正負両面の影響を十分勘案する必要がある、その中には例えば国内の治安に与える影響、国内労働市場に与える影響、産業の発展・構造転換に与える影響、社会的コスト等多様な観点が含まれるとして検討の必要性を示唆している。⁽³¹⁾

高齢化が進行する中で必要とされる介護労働者については、EPA（経済連携協定）に基づく受け入れの状況を見極め、また、この分野が日本人の雇用創出分野に位置づけられていることも踏まえつつ、その受け入れの可否、受け入れる場合の方策について検討していくとしており、現在専門的・技術的分野に限定している外国人労働者について、介護分野への拡大を検討することにしている。1989年の入管法の改正以来の外国人労働者受け入れの基本方針の転換として注目されている。また、現在は最長3年とされ

ている在留期間の伸長や、永住許可要件の緩和と明確化・透明化についても検討していくとしている。⁽³²⁾

7 社会経済生産性本部「外国人労働者対策に関する提言」(平成17年6月15日)

社会経済生産性本部の雇用政策特別委員会の外国人労働者問題に関する基本的視点は、①人口減少社会のもとでは、経済成長が望めない中で、当面は厳しい雇用環境が続くこと、②アジア諸国から日本への送り出し圧力は非常に高いこと、③単純労働分野への外国人労働者の受け入れは今後とも慎重に検討すべきこと、④外国人労働者問題は国家のグランドデザインを描くという認識に立ち、官民あげて十分な検討を行うべきということである⁽³³⁾。

提言においては、就労目的の在留資格者及び定住者を対象として外国人労働者を行政サービスの対象として把握し、支援に活用し、様々なメリットを設けるための制度として、「外国人労働者手帳(カード)」(仮称)構想を提案している。この手帳には、①外国人登録証明書のデータ、②雇用主と所在地、業種等、③賃金・労働時間等労働条件、④労働・社会保険の加入状況、⑤現住所・緊急連絡先、⑥全国各地の就労・生活相談窓口等が記載される。手帳交付のメリットとして、①ハローワークなどでの職業相談・紹介の優先的受付、②雇用・労働関係の無料法律相談や訴訟などに対する公的援助、③滞在に関わるいろいろな生活相談の無料かつ優先的受付、④公的住宅などの優先入居ないし援助等が掲げられている。⁽³⁴⁾

また、外国人研修・技能実習制度については、一部で悪用する事業者があることは事実としながらも、①研修生には技能の確実な習得と合

(31) 法務省「第3次出入国管理基本計画」<<http://www.moj.go.jp/NYUKAN/nyukan35.html>>

(32) 同上

(33) 社会経済生産性本部「外国人労働者対策に関する提言」
<<http://www.jpc-sed.or.jp/teigen/teigen-top3.html>>

(34) 同上 p.6.

法的就労を支援すること、② 事業主には労働力不足分野での確実な労働力の確保となること、③ 国には国際的な技術・技能移転による国際協力となり、帰国担保があることなど、メリットのある制度であるとして、受け入れ職種の拡大、同一職種における再研修・再実習制度の創設、労働力需給調整制度としての見直しを提言している。⁽³⁵⁾

8 経済産業省『通商白書 2005』 (平成17年7月刊行)

経済産業省の『通商白書 2005』は、外国人の受け入れにあたって、以下の論点を提起している。⁽³⁶⁾

- ① 世界的な高度人材獲得競争への対応のため、在留資格要件の緩和、在留期間の延長、手続の簡素化等の取組、外国人へのキャリアパスの提示等の高度人材の処遇改善、高度人材予備軍としての留学生に対する住環境面等での支援、就学、生活、心理上の問題に対する相談体制の充実、卒業後のフォローアップ体制の充実
- ② 専門的・技術的分野の外国人労働者については、積極的に受け入れるとの基本方針を維持しつつ、社会経済の変化を踏まえ、現在では専門的、技術的分野に該当するとは評価されていない分野における外国人労働者の受け入れについて着実に検討していくことが必要
- ③ 外国人研修・技能実習制度の運用の適正化及び見直し
- ④ 外国人労働者の就労状態、居住状態、社会保険の加入状況、子供の就学状況等を的確に把握するための入国後のチェック体制の強化
- ⑤ 日本語能力の資格要件化及び検定試験制度の充実、外国における日本語教育の振興

⑥ 不法就労についての取り締まりの強化、入国要件の審査の厳格化

また、生活環境面では、① 外国人労働者に対する社会保障制度の在り方の検討、② 外国人労働者に対する生活支援制度の構築、③ 外国人の子弟に対する教育支援体制の充実、④ 留学生、就学生に対する生活面での支援制度の充実を挙げている。

9 全日本金属産業労働組合協議会「外国人労働者受け入れの新たな問題に関する考え方」 (平成18年4月)

全日本金属産業労働組合協議会（金属労協）は、外国人労働者問題の検討に際しては、外国人労働者の拡大による労働コストの引き下げが産業の高度化に対する動機を弱め、むしろ国際競争力の弱体化を招きかねないことに留意している。また、外国人が就労する「日本人の就きたがらない」現場における賃金・労働条件、職場環境の実態、従業員に対する適正な配分の成否、さらには産業・企業間の配分構造などについて明らかにし、精査すべきであるとする。個別な課題への対応として、まず、外国人労働者に対する法による保護の強化、社会保障制度への加入促進、各種行政サービスの利用の促進などを図るため、例えば「外国人労働者手帳」制度の創設など具体的な施策について、検討を進めていくべきとしている。⁽³⁷⁾

専門的・技術的分野の労働者については、今後とも積極的な受け入れを行なっていくことが基本であるが、「興業」のように本来の趣旨とは異なる運用がなされているものについては、厳正に対処すべきとする。専門的・技術的とはみなされない分野については、外国人労働力の供給によって、該当する業種・職種の賃金は他

⁽³⁵⁾ 同上 pp.7-8.

⁽³⁶⁾ 経済産業省『通商白書 2005』2005.7, pp.269-270.

⁽³⁷⁾ 全日本金属産業労働組合協議会「外国人労働者受け入れの新たな問題に関する考え方」
<<http://www.imf-jc.or.jp/activity/monodukuri/gaikokujin/200604.pdf>>

の業種・職種に比べて相対的に低下することになり、ますます日本人の確保が困難になること、医療、住宅、教育、治安などの社会的コストの増大を招くこと、職場環境の改善や産業の高度化を阻害する要因となることなどから、慎重に対処すべきであると主張する。⁽³⁸⁾

日系人労働者については、帰国を前提とせず、むしろ日本での定着を想定して受け入れ体制を整備し、日本語教育や子女教育の徹底、住宅の確保などの施策を強化すべきとする。また、低賃金、長時間労働、過酷な職場環境などが指摘されている偽装請負については、直接雇用への切り替えを促進していくべきとする。外国人研修生・技能実習生については、我が国の技術・技能を発展途上国に移転し、人づくりに寄与するという本来の趣旨が機能するよう、制度整備、運用の改善を図るべきとする。⁽³⁹⁾

10 外国人労働者問題に関するプロジェクトチーム「外国人労働者の受入れを巡る考え方のとりまとめ」(平成18年6月22日)

外国人労働者問題に関する政府の副大臣プロジェクトチームの副大臣会議への報告では、「専門的・技術的分野」のうち、特に優秀な高度人材である経営学修士(MBA)取得者については、「投資・経営」の実務経験年数要件を緩和し、ソフト開発等に従事するコンテンツ人材については、実績に応じた認定要件の見直しの検討を求めた。熟練技能者や介護福祉士等資格者の受け入れ方策については、さらに検討を重ねることが必要とした。単純労働者については、今後も受け入れを認めないとの基本方針を堅持すべきとした。⁽⁴⁰⁾

11 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)

基本方針では、外国人留学生制度の充実を図るとともに、我が国とアジア等の若者レベルの人材交流を深めること、優れた外国人研究者・技術者等の高度人材の受け入れ拡大に加え、現在専門的・技術的と評価されていない分野の受け入れについて、その問題点にも留意しつつ検討すること、研修・技能実習制度の見直し、在留管理の強化を図ることが基本方針とされている。⁽⁴¹⁾

12 自由民主党外国人労働者等特別委員会「外国人労働者に関する方針について」(平成18年7月18日)

自由民主党外国人労働者等特別委員会は、専門的・技術的に優秀な人材を海外から受け入れる一方、いわゆる単純労働者の受け入れについては今後とも十分慎重に対応することを基本とする方針を発表している。外国の高度人材に対しては、在留期間の延長、就労制限の緩和策を検討し、留学生には企業でのインターンシップの拡充や卒業後の就職活動のための在留期間の延長を認め、我が国の国家資格を取得した外国人介護福祉士の就労を可能とする在留資格の整備等を検討する。また、外国人労働者の研修・技能実習期間を3年から5年に延長することや、日系人の在留資格の更新に日本語能力、子弟の就学状況を含む生活能力、社会保険への加入等を加える。さらに、外国人の在留状況を的確に把握できるように、外国人の在留管理に必要な情報のデータベースの構築や在留カードの活用を提案している。このほか、公立学校における外国人子弟への日本語教育の充実、外国人労

⁽³⁸⁾ 同上 pp.20-21.

⁽³⁹⁾ 同上 p.21.

⁽⁴⁰⁾ 外国人労働者問題に関するプロジェクトチーム「外国人労働者の受入れを巡る考え方のとりまとめ」厚生労働省ホームページ <<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/06/dl/h0622-2b.pdf>>

⁽⁴¹⁾ 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006について」p.11.

経済財政諮問会議ホームページ <<http://www.keizai-shimon.go.jp/cabinet/2006/dicision060707.pdf>>

働者問題に取り組む関係省庁の総合調整体制の整備を挙げている。⁽⁴²⁾

13 規制改革・民間開放推進会議「規制改革・民間開放の推進のための重点事項に関する中間答申」(平成18年7月31日)

規制改革・民間開放推進会議は、標記の中間答申において、在留外国人の入国後のチェック体制の強化を確実なものとする一方で、当面受け入れを促進すべき高度人材に係る範囲・要件・手続の緩和等について示しながら、今後受け入れ範囲を拡大すべき分野を提示するとしている。また、現在は専門的・技術的分野と評価されていない分野における外国人労働者の受け入れについても、継続して検討を行なっていくとしている。⁽⁴³⁾

おわりに — 今後の検討課題

外国人労働者政策については、上記の各種報告書、提言等を含め、各界や学識経験者等からさまざまな有益な提言や意見が出されている⁽⁴⁴⁾。それらをまとめると、以下の通りとなる。

第1に、外国人労働者の保護のために、雇入れ時の在留資格の確認義務の創設、「外国人雇用状況報告」の義務化、「外国人雇用データベース」の設置、「外国人労働者雇用・労働条件に関する指針」の法制化、外国人労働者の権

利保護のためのオンブズマンの設置等を内容とする「外国人雇用法」の検討を望む声強い。

第2に、現在の外国人登録制度は、一旦登録した後の管理が厳格でなく、転職に伴う転居後の変更登録が行なわれないことが多い。そのため、医療、福祉、子供の教育等の行政サービスを受けにくくなるとともに、税金や社会保険料の徴収も困難になっている。転出の届出制を設け、外国人登録の内容と居住実態の不整合を防止することを求める意見が出ている。これに関して、法務省は、外国人が入国管理局で新たに在留許可を申請したり、在留延長したりするのに合わせて氏名、国籍、生年月日、旅券情報、在留資格、住所、就労・通学先等を明記した在留カードを発行し、カードの有無で不法滞在を見分ける方向で検討している。

第3に、医療保険については、加入しなければ査証を発給されないなどの措置をとることにより、加入を強制することも地方自治体や地域の住民に負担がしわ寄せされないようにするためには必要となる。外国人を対象とした医療保険制度の創設の検討を必要とする意見も強い。

第4に、査証発給は外務省、入国管理は法務省、医療・福祉・雇用は厚生労働省、犯罪関連は警察庁、外国人登録は自治体というように、現在の外国人政策は、各官庁それぞれにおいて行なわれているため、統一性や展望を欠いている。この視点から、政府内に外国人の受け入れ政策の立案や実施にあたる施策を行なう「外国

(42) 自由民主党外国人労働者等特別委員会「外国人労働者に関する方針について」

<<http://www.jimin.jp/jimin/seisaku/2006/pdf/seisaku-023.pdf>>

(43) 規制改革・民間開放推進会議「規制改革・民間開放の推進のための重点事項に関する中間答申」pp.27-32.

<http://www.kisei-kaikaku.go.jp/publication/2006/0731/item060731_01.pdf>

(44) 井口泰「外国人雇用法の構想について(2003年9月30日)」

<<http://homepage3.nifty.com/iguchi-kwansei/employment.htm>>; 井口泰「外国人労働者政策の転換を展望して」『Business Labor Trend』No.357, 2004.12, p.1.; 「<有識者アンケート> 外国人労働者受け入れを問う<15人の提言>」同上 pp.7-15.; 石原進「視点 少子化 多民族社会見据え外国人庁の設置急げ」『毎日新聞』2005.4.22.; 「論陣論客 外国人労働者の受け入れ 多様性高め競争力強化 立花宏氏/移民政策まず確立必要 永野秀雄氏」『讀賣新聞』2005.5.10.; 手塚和彰「外国人労働者受け入れ 急がれる政府の一元管理 登録制度見直しを産業競争力の向上に寄与」『日本経済新聞』2006.3.7.; 井口泰「外国人政策の見直し 登録制度の再定義必要」『讀賣新聞』2006.7.7.; 「新戦略を求めて 第3章 グローバル化と日本 ③人材の確保外国から」『朝日新聞』2006.8.29.

人庁」の設置を要望する意見が出ている。

第5に、人手不足の解消と人件費コストの削減という外国人雇用のメリットは、外国人を雇用した企業が得るので、当該企業に社会的コストの負担を求めため、事業主が外国人を一人雇用するごとに一定の税金を払う「外国人雇用税」の創設や、外国人労働者が当該企業の労働者に占める割合に上限を設ける制度である「外国人雇用限度率制度」の導入を要望する見解もある。

次に、外国人労働者を5つのカテゴリーに大別して、検討すべきポイントをとりまとめておく。

(1) 専門的、技術的分野の外国人労働者

この分野については、この数年、人数に伸び悩みがみられ、とりわけIT分野等では、人材獲得競争も激しい。そのため、在留期間の延長や就労制限の緩和が求められている。また、高度な技能を持つ人材の定住促進に向け、在留年数を延長し、一定の期間を経たあとに永住権を与える「日本版グリーンカード」の創設に向けての検討を必要とする意見がある。

(2) 日系人、その配偶者等の定住層

日系人には、就労制限がなく、長期滞在の傾向がある。特定の地域に集住する傾向があり、日本語能力に欠ける人々もいる。派遣や請負で働き、低賃金労働も多い。そのため、在留資格の更新に際して日本語能力、子弟の就学状況を含む生活能力を追加し、社会保険への加入を条件とすることも必要とされる。

(3) 留学生・就学生

留学生や就学生は、本来の在留資格の活動を阻害しない範囲で、資格外活動として就労を許可される。優秀な留学生に日本で就職してもらうのは有益であるため、日本企業への就職促進やインターン制度の充実も求められている。奨学金制度の整備・拡充や授業料の減免制度、外国の大学との単位交換制度等により、優秀な学

生を迎えることが求められる。

(4) 研修生・技能実習生

研修生や技能実習生は、製造業や農林業、建設業などで就労しており、低賃金労働の隠れ蓑になっているとの批判も強い。失踪者も報告されている。そのため、違法な残業などの受け入れ組織の不正行為には処分を強めるべきとの意見も出ている。また、実習終了後も再度入国を認め、さらに2年間の技能実習を可能にすべきとの意見もある。研修・技能実習制度を見直し、日本語能力を要件に新たな雇用契約を締結して、受け入れるべきとの意見もある。

(5) 不法滞在者

不法滞在者は、漸減の傾向にあるが、短期査証での入国者が多い。そのため、入国審査の厳格化と違反者の摘発強化が求められている。また、雇い主への外国人雇用状況報告の義務付けや、不法滞在の留学生や就学生の多い教育機関での受け入れ規制が求められる。但し、不法滞在者が犯罪をおかすことがあるとしても、犯罪を目的として入国する外国人とは、区別して対応を考えるべきである。

外国人労働者を受け入れるということは、生身の人間を受け入れるということである。我が国や受け入れ企業にとって有益であるだけでなく、当該外国人労働者やその送り出し国にとっても有益なものでなければならない。受け入れにあたっては、適切な労働条件の配慮は当然のこととして、住環境、子弟の教育環境、外国人向け医療施設の整備等を図らなければならない。少子高齢化に伴う将来の労働力不足に対応するためには、女性、高齢者、中高年失業者、障害者、フリーター・ニート等の若年者の活用を図ることが最良であるが、外国人労働者の活用も避けられない。適切な対応が望まれる。

(やまさき たかし 社会労働調査室)